

石狩市 子どもビジョン(素案)

(仮称) 石狩市子どもビジョン

第1章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題	P 1
1. 子どもを取り巻く状況と国の動向	
2. 石狩市の子ども・子育て環境	
3. 第一期子ども・子育て支援事業計画の評価	
第2章 計画の策定にあたって	P 2 4
1. 計画策定の趣旨（目的）	
2. 計画の期間	
3. 計画の基本的な考え（基本理念）	
4. 計画の意味と位置づけ	
第3章 施策体系と事業・取組	P 2 8
1. 施策体系（施策分野・基本施策とその関係性）	
2. 重点施策方針	
3. 各施策における現状と課題及び今後の方向性	
第4章 事業量の見込みと確保方策（※子ども・子育て支援事業計画部分）	P 5 3
1. 子ども・子育て支援新制度について	
2. 提供区域の設定	
3. 子どもの人口の見通し	
4. 教育・保育給付対象事業	
5. 地域子ども・子育て支援事業	
6. 放課後子ども総合プラン	
第5章 計画の推進	P 7 3
1. 推進体制	
2. 進行管理	

参考資料

- ・アンケート調査

第1章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題

1 子どもを取り巻く状況と国の動向

2019年5月1日、我が国は「令和」という新たな時代を迎えました。また、翌年開催が決定している東京オリンピック・パラリンピック競技大会を目前に、新たに刻まれる歴史的な瞬間に人々の期待も高まりつつあります。

一方、長引く米中摩擦や高度経済成長期以降、これまでに経験したことのない長期にわたるデフレの影響などにより、先行きの不透明感は否めず、経済情勢は楽観を許さない状況にあると言えます。

急速な少子・高齢化の流れのなかで、混沌とした社会・経済を背景に共働きを希望する子育て世帯は増え続け、保育ニーズに対する量と質の確保が社会的な課題となりました。こうしたなか、平成27年4月に子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度が施行され、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下、認定こども園等への施設型給付の創設をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実により、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための社会基盤が整備されました。

子ども・子育て支援新制度では、質の高い保育・教育の提供を行うことを目的に、平成25年度から30年度末までの5年間は「待機児童解消加速化プラン」、平成30年度からは「子育て安心プラン」に基づき、認定こども園等の整備費等の補助率の嵩上げが行われるなど、全国的な待機児童の解消が進められてきています。このほか、保育の受け皿整備に対応した保育人材の確保を進めるため、保育士等の処遇改善などの総合的な確保対策が実施されています。

一方、長期デフレの影響が所得格差をもたらしたことにより、子どもの貧困が社会的な問題として取り上げられるようになりました。こうした課題へ対応すべく「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、国を中心として子どもの貧困対策を総合的に推進する環境整備が進められました。また、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、すべての子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障していくため、平成29年12月に決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき、令和元年10月から幼児教育・保育所の無償化が実施されたところです。

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育ての孤立化が懸念されるほか、晩婚化による出産年齢の高齢化により、近年では子育てと介護の両方を抱える「ダブルケア」が新たな問題となっています。

特に児童虐待の問題は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、その防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。子どもの命が奪われる深刻な事象が後を絶たない昨今、この問題に正面から取り組むため、「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の累次の改正が行われま

素案（R01.12.3 現在）

した。また、平成30年7月には「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定され、子どもの安全確認ができない場合の立入調査の実施等、すべての子どもを守るためのルールの徹底等が図られたほか、同年12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定され、令和元年度からの4年間で、児童相談所の児童福祉司を増員するほか、「子ども家庭総合支援拠点」を全市町村に設置することとするなど、児童相談所と市町村の体制と専門性の強化が進められているところです。

子ども・若者が有する困難は、経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障がいなど、非常に多岐にわたるものであり、また、いくつかの困難が複合的にあらわれ、複雑化しているケースもあります。

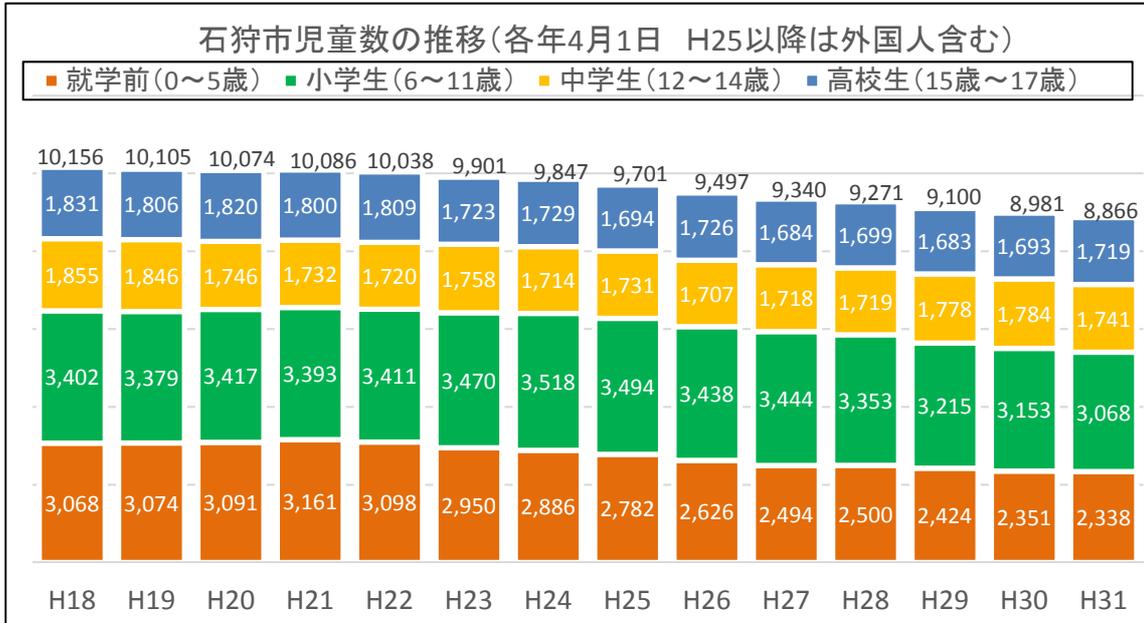
困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に推進するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、内閣府が平成30年度に実施した調査結果では、全国の満40歳から満64歳までの人口の1.45%に当たる61.3万人がひきこもり状態にあると推計されています。この調査結果から、ひきこもりはどの年齢層にも、どんな立場の者にもみられるものであり、どの年齢層からでも、実に多様なきっかけでなり得るものであることを窺い知ることができます。ひきこもりの長期化、高年齢化によって※「8050問題」が社会問題となりつつあるなか、当事者に寄り添いながら、多様な課題に対応する包括的な支援体制が求められています。

※8050問題 ひきこもりの長期化、高年齢化によって、主に50台前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養育している状態を指す

2 石狩市の子ども・子育て環境

(1) 子どもの数について

本市の子どもの数（0～17歳）は平成31年4月1日時点で8,866人、平成21年では10,086人とこの10年間で1,220人減少したことになります。その要因としては出生数の低下があり、その背景にはライフスタイルの多様化、女性人口の減少、出産年齢の高齢化などが考えられます。



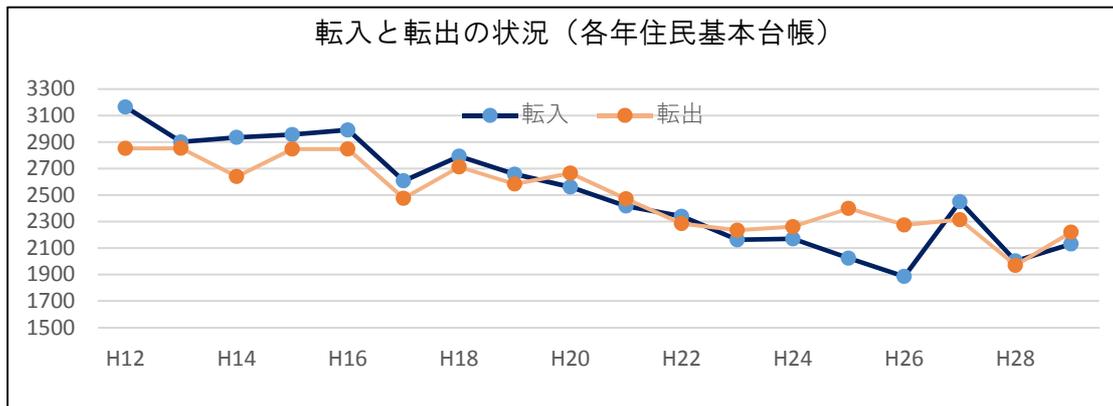
（住民基本台帳）

(2) 人口動態について

平成23年頃から、転入より転出が上回る転出超過が続いていましたが、平成27年には5年ぶりに転入超過となり、平成29年に一旦転出超過となるものの、平成30年には再び転入超過となっています。（参考：総務省統計局 住民基本台帳人口移動報告）

石狩湾新港地域で進められているエネルギー産業の目覚ましい進展と企業進出により、同地区の就業者数は増加傾向にあり、そうしたことも要因のひとつと考えられます。

引き続き、産業振興基盤の整備と両輪で、仕事と子育てを両立できる環境の整備に取り組み、子育て世帯が生活しやすいまちづくりを進めていく必要があります。

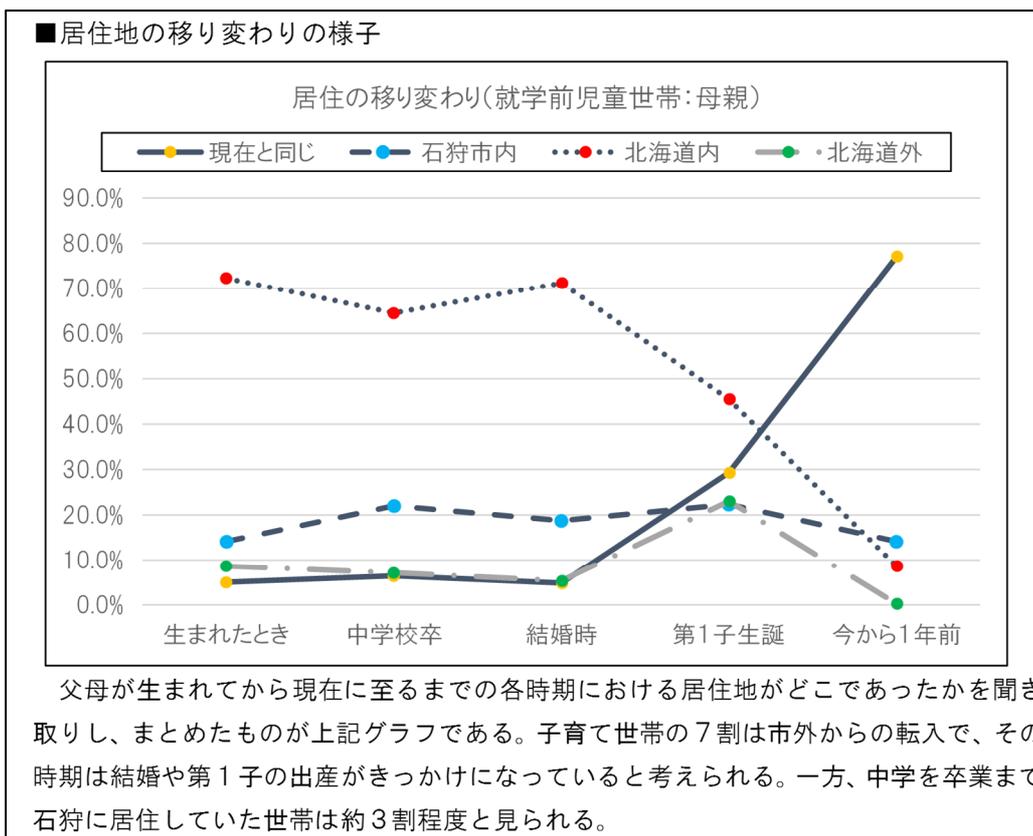


市区町村名	住民票記載数						住民票消除数						増減数 (A)-(B)	増減率	自然 増減数	自然 増減率	社会 増減数	社会 増減率
	転入者数			出生数	その他	計(A)	転出者数			死亡者数	その他	計(B)						
	国内	国外	計				国内	国外	計									
石狩市	2,102	190	2,292	319	17	2,628	1,970	178	2,148	622	15	2,785	△ 157	△ 0.27	△ 303	△ 0.52	146	0.25

(平成30年住民基本台帳人口動態:総務省統計局)

平成30年度に実施した「子育て世帯と若者に関する実態調査」の結果では、子育て世帯の約7割が、結婚や第1子の出産を機に市外から転入している傾向が見られます。

核家族化の傾向は本市も同様で、地域との関わりの希薄化は、子育てについて身近に相談する人がいない、必要な情報が得られない、適切な情報・サービスを選択できないといった、いわゆる「孤育て」を増やし、不安や悩みを一人で抱え込むことにつながりかねません。出産や移住後間もない子育て家庭の孤立を防ぐためにも、地域に寄り添った、きめ細やかな対応が求められます。



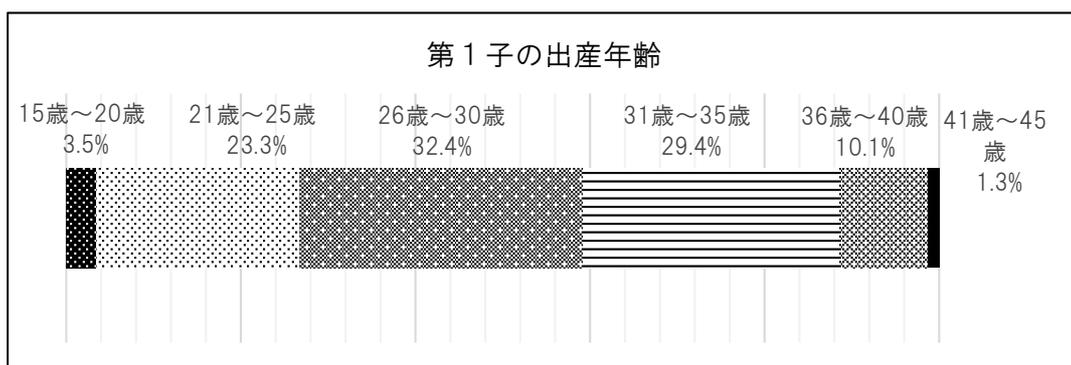
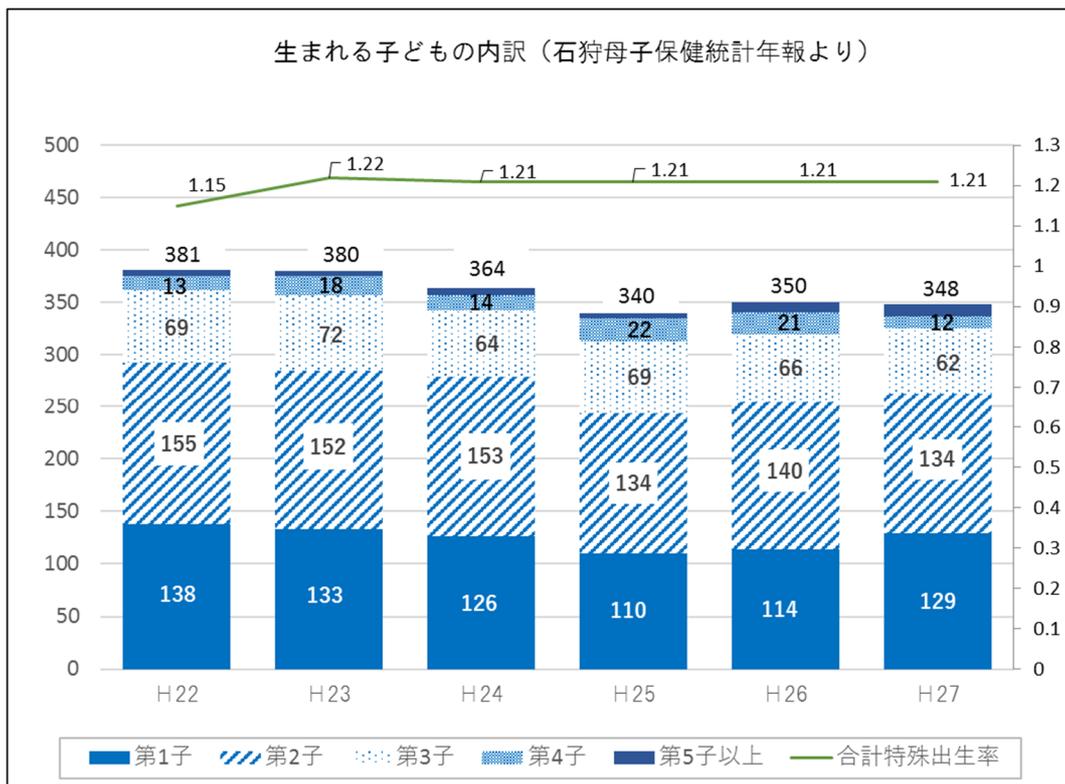
※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

(3) 出生数について

本市の出生数は、平成27年で348人と、5年前と比較して僅かに減少傾向となっています。なお、合計特殊出生率は平成24年から1.21で推移しています。

また、第1子より第2子の出生数が多いのが本市の特徴で、第1子を出産後に移住し、第2子以降を市内で出産している場合が考えられます。

第1子の出産年齢については、30歳以降が約4割となっており、晩婚化の傾向が見られます。



※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

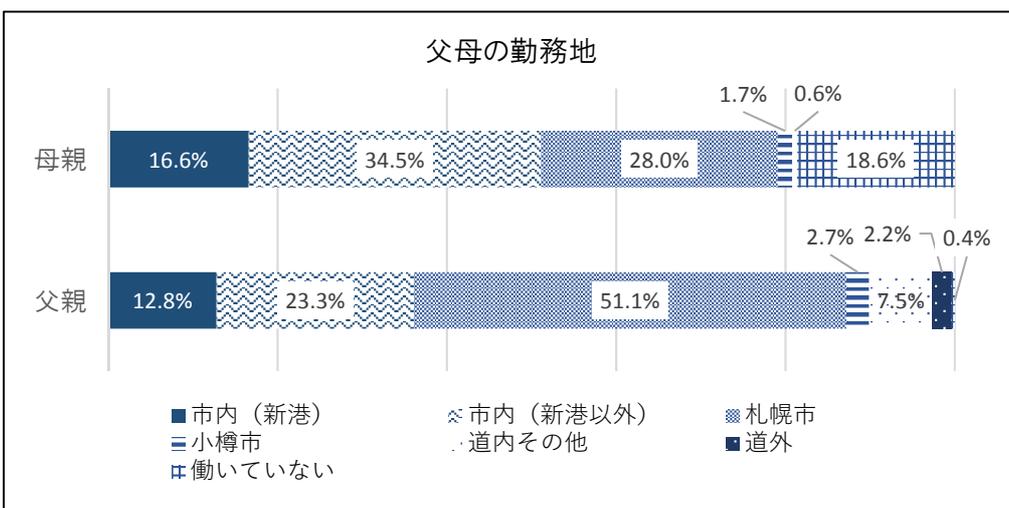
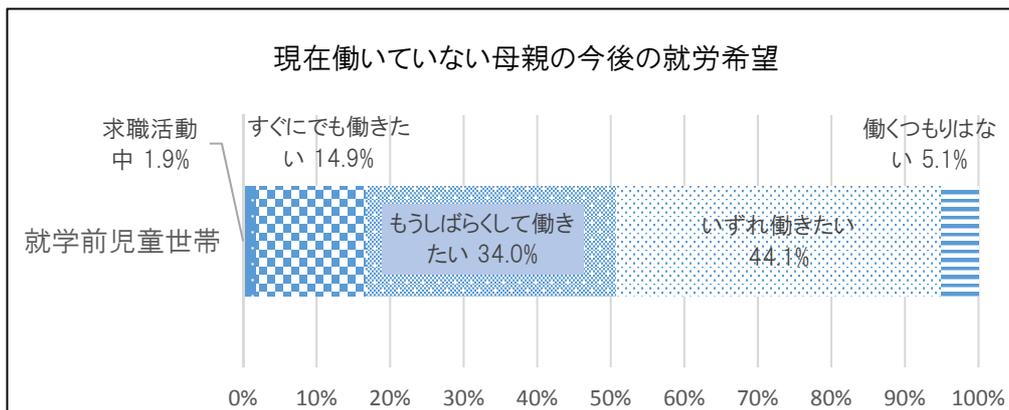
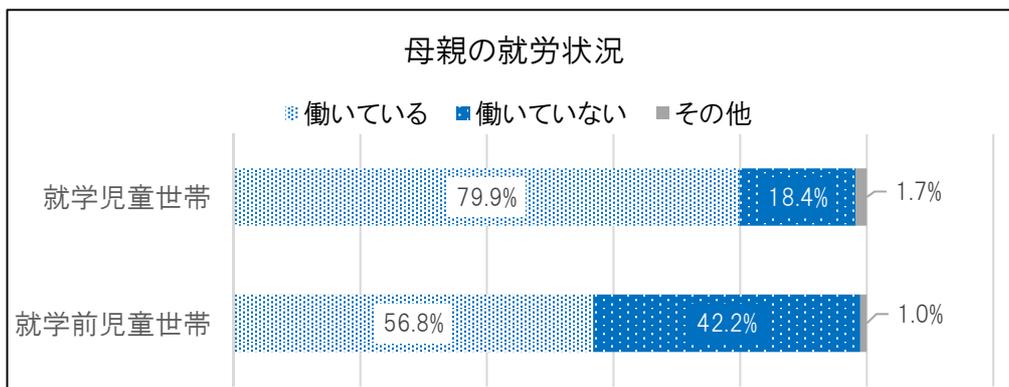
(4) 就労状況について

就学児童世帯の母親の約8割は就労しています。

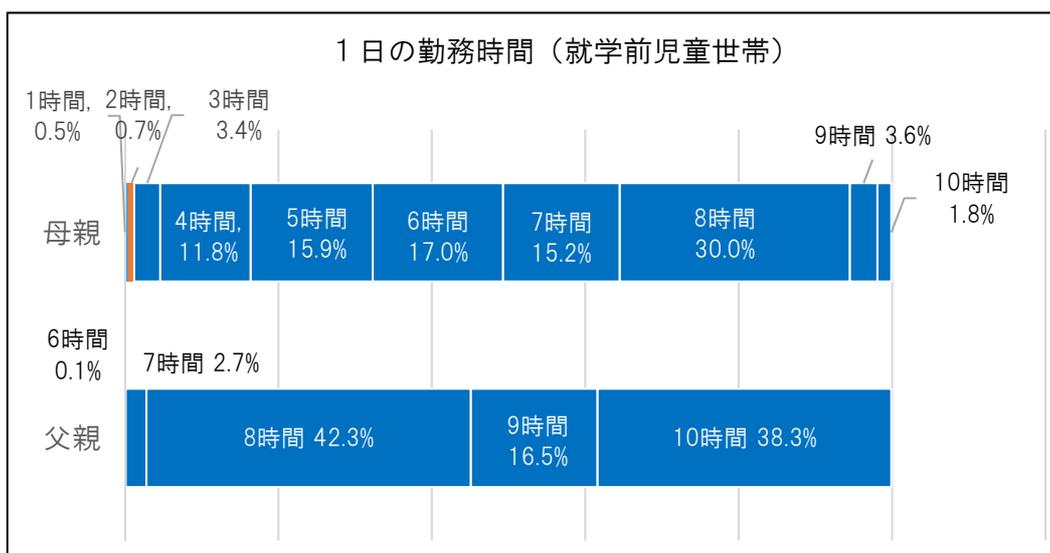
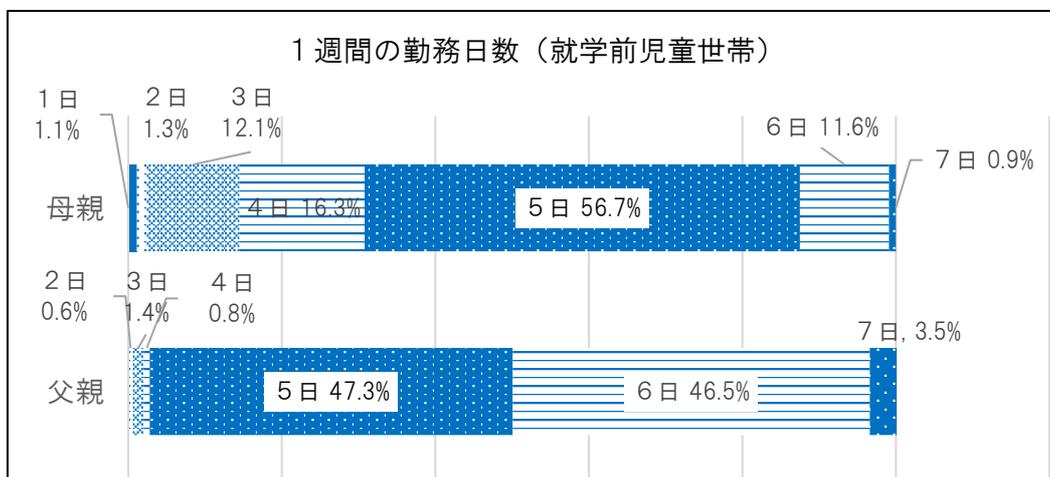
また、現在働いていない母親のうち、近い将来、就労を希望している母親は約半数いるとみられます。

父母の勤務地については、父親は6割超が市外、約4割弱が市内で働いています。

母親の勤務地は、市外と市内がほぼ半々となっています。



母親の週当たりの勤務日数については、週5日以上が約7割、4日以内が3割となっています。また、1日当たりの勤務時間については、8時間が最も多く、6時間以内の短時間で働く人も全体の約半数を占めています。子育てとの両立から、多様な働き方を選択する傾向がうかがわれます。



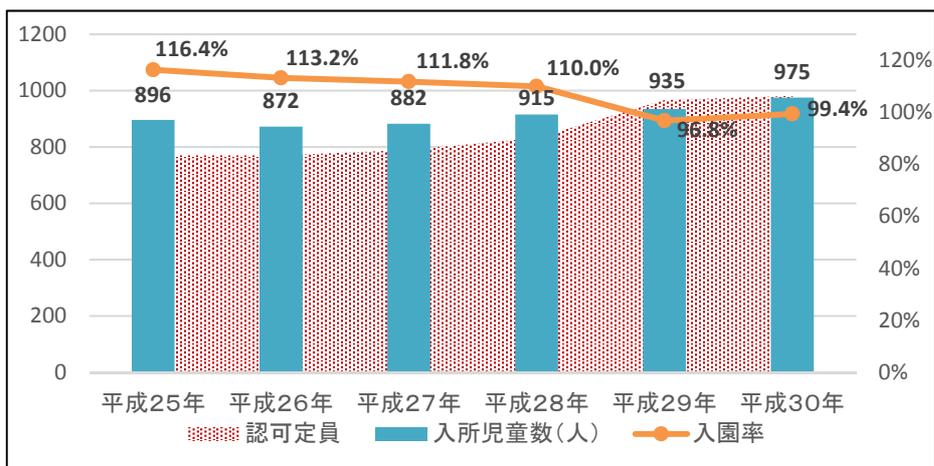
※以上、子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

(5) 保育ニーズについて

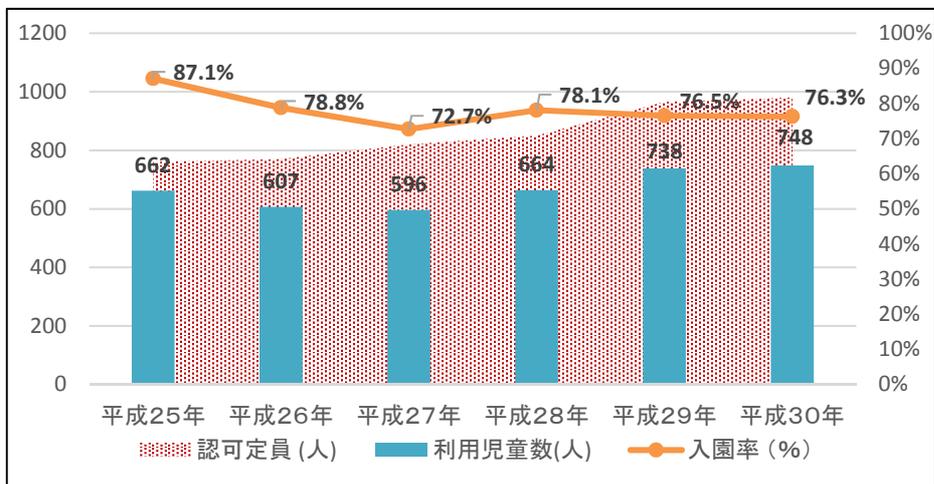
出生数を基にした推計では、子どもの数は将来的に減少していくと見込んでいます。一方、保育ニーズは未だ拡大傾向にあり、子ども子育て支援事業計画スタート時の保育利用者数と比較し約1.1倍 (H27.10.1: 882人、H30.10.1: 975人) となっています。

教育・保育施設の利用状況は、「子育て世帯と若者に関する生活実態等調査」の結果によると、「利用している」が78.2%、「利用していない」が21.8%でした。また、「利用していない」と回答した人のうち、「有償・無償に関わらず利用したい」と考えている人は約8割となっています。(※以下、子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より)

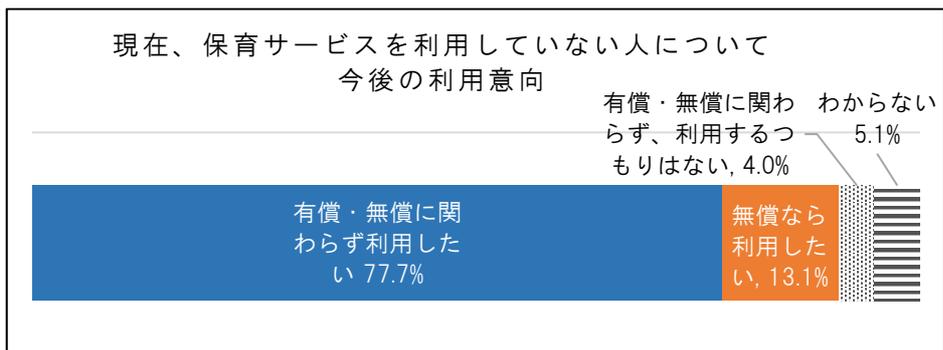
■認可保育所・認定こども園保育所部・小規模保育施設・事業所内保育施設の利用推移



■幼稚園・認定こども園幼稚園部の利用推移



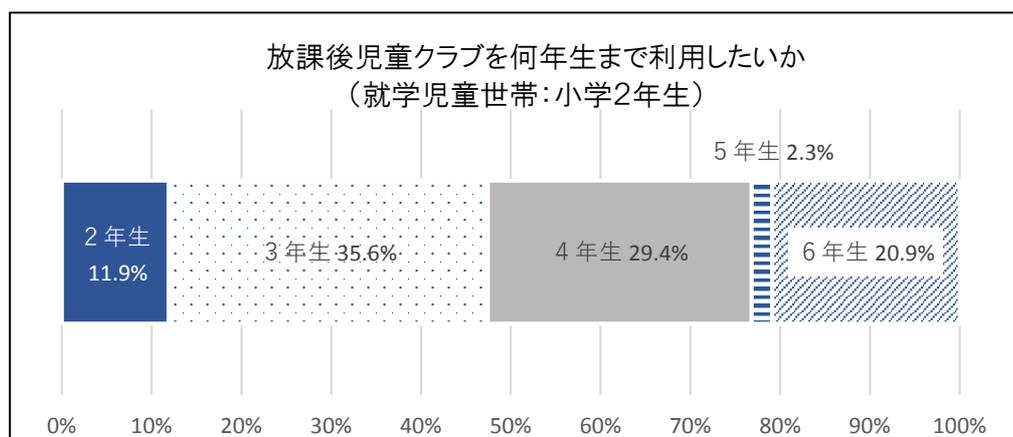
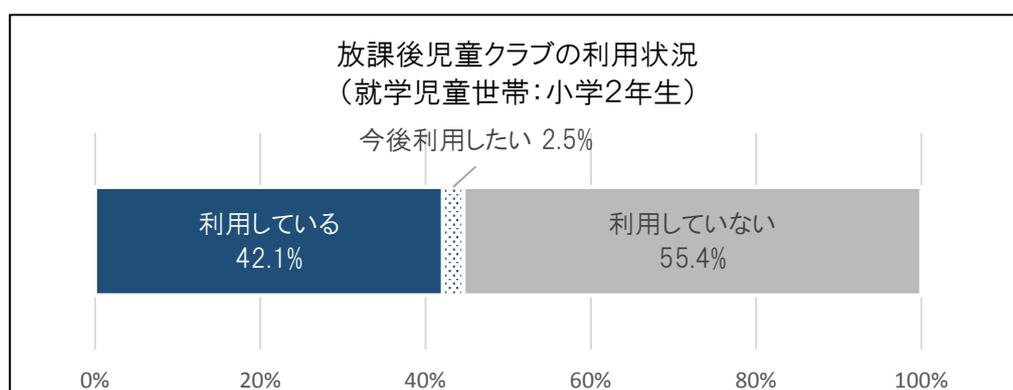
■保育サービスを利用していない人の今後の利用意向



（6）放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が約4割で、今後の意向も含めると半数弱に利用意向があると考えられます。

また、何年生まで利用したいと考えているかについては、3年生までが35.6%と最も多く、次いで4年生となっています。また、6年生までが20.9%となっており、高学年まで放課後児童クラブを利用させたいと考える保護者が増えていることがうかがわれます。



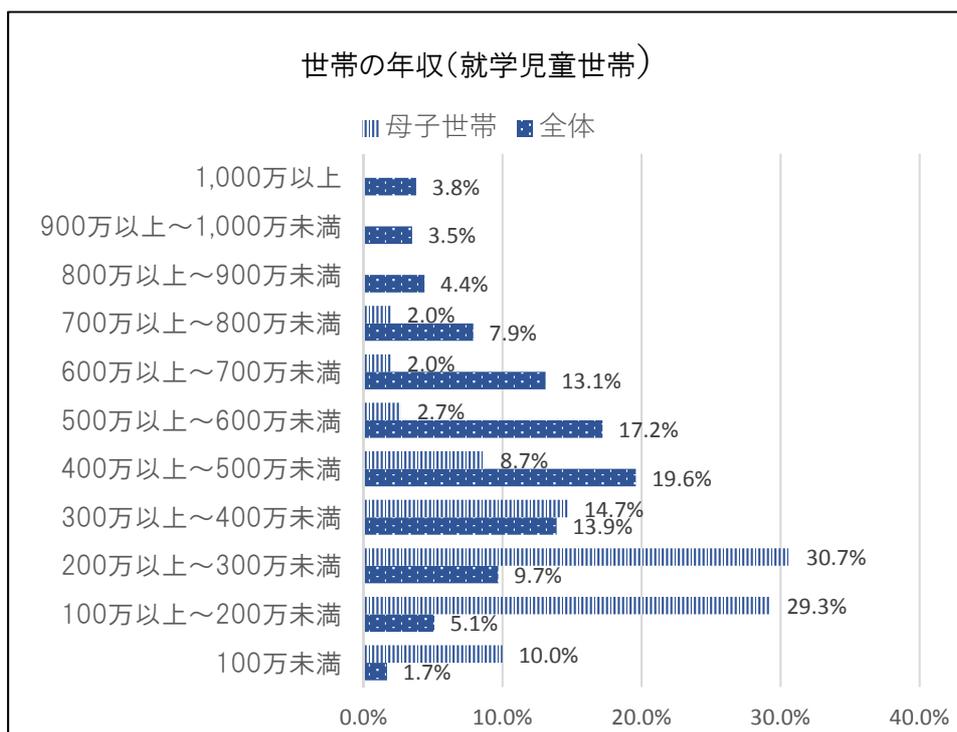
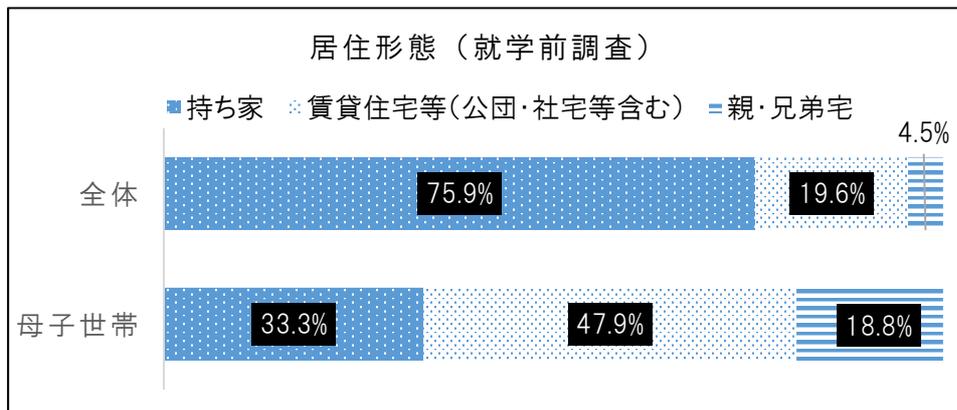
（※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より）

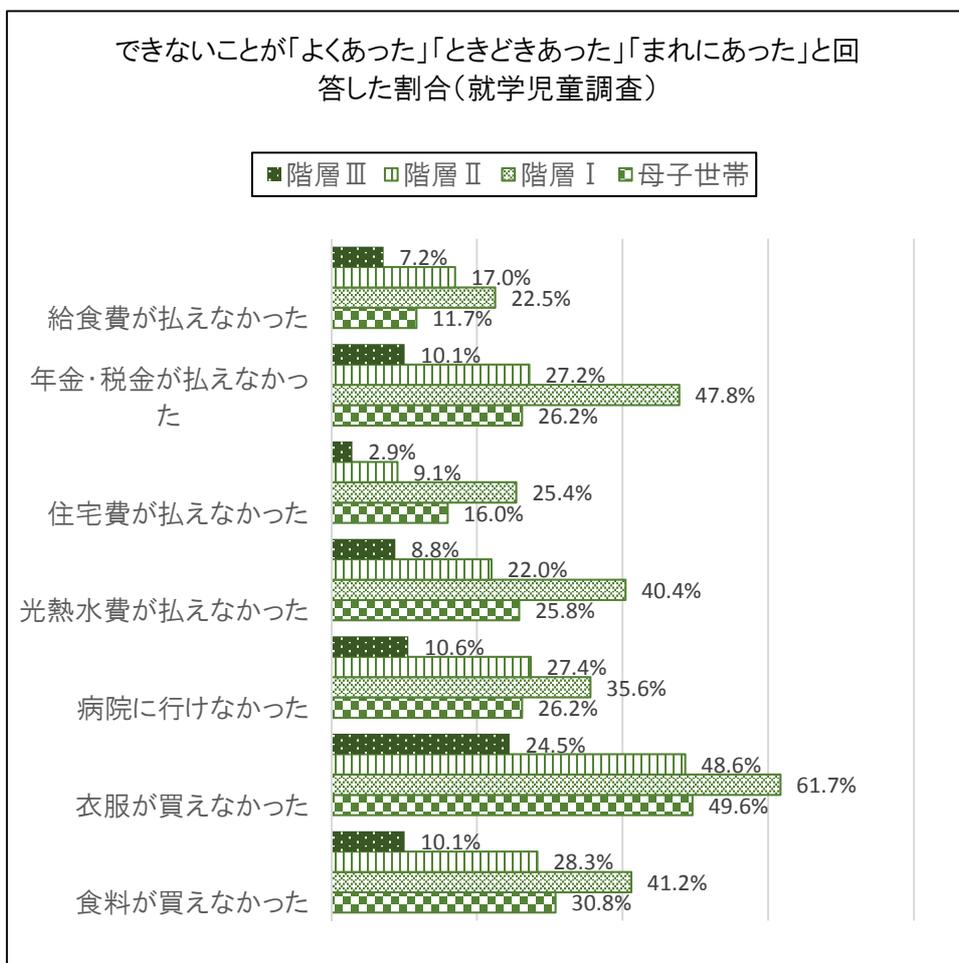
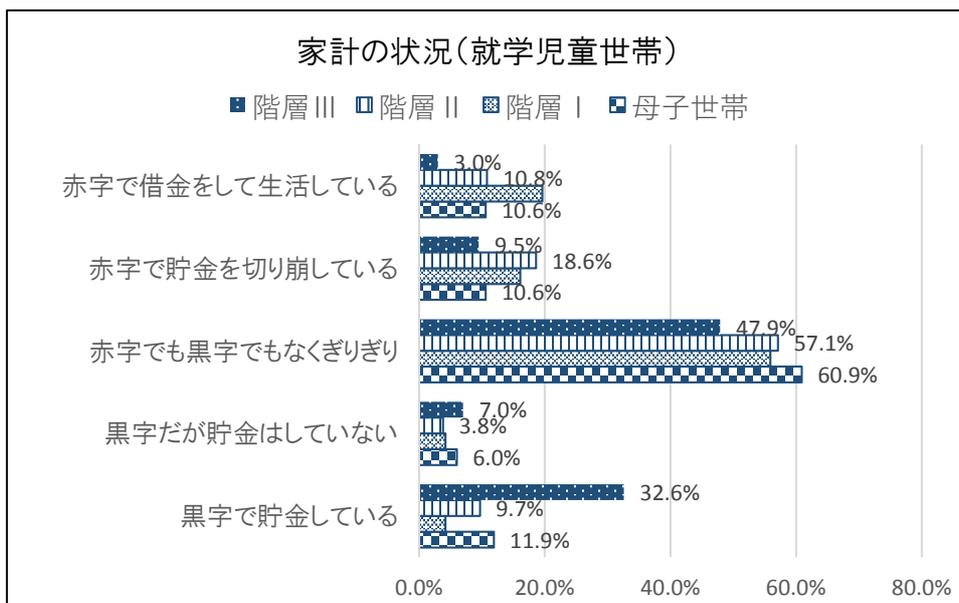
(7)生活状況について

「子育て世帯と若者に関する生活実態等調査」の結果によると、居住形態については、持ち家が全体の75.9%を占めています。また年収については、400万円以上500万円未満が最も多くなっています。一方、母子世帯の居住形態については、持ち家が約3割で、約7割は賃貸住宅等となっています。また、年収は200万円以上300万円未満が母子世帯全体の約6割を占め、200万円未満でも約4割を占めています。

子育て世帯全体の家計の状況については、「赤字でもなく黒字でもなくぎりぎり」と回答した世帯が6割以上で、「赤字で貯金を切り崩している」、「借金をして生活している」と回答した世帯は、全体の約2割近くを占めています。また、日常生活で「食料が買えなかった」「病院に行けなかった」と回答した割合は、母子世帯や両親世帯でも収入の少ない世帯や多子世帯において高い傾向にあり、厳しい生活環境にあることがうかがわれます。

子どもの進学や習い事など様々な機会が経済状況や養育環境によって抑制されることのないよう、多面的な対策が求められます。





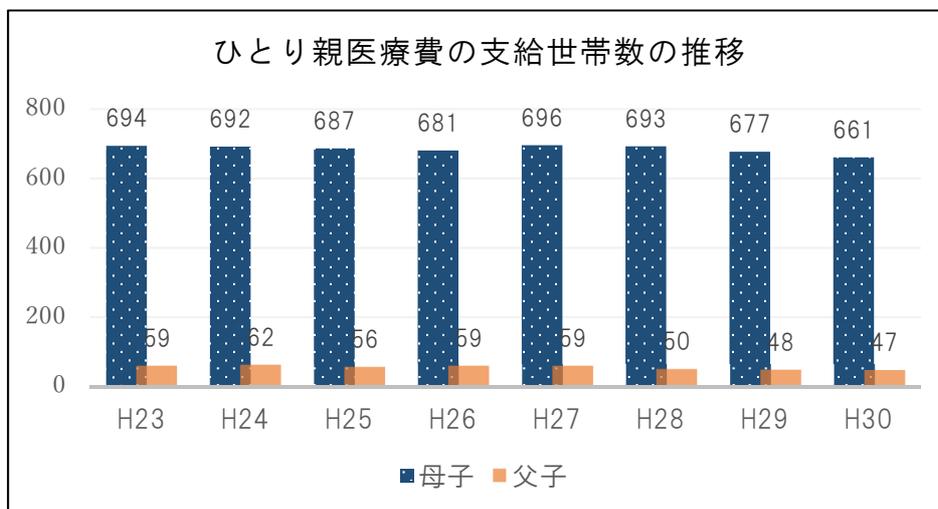
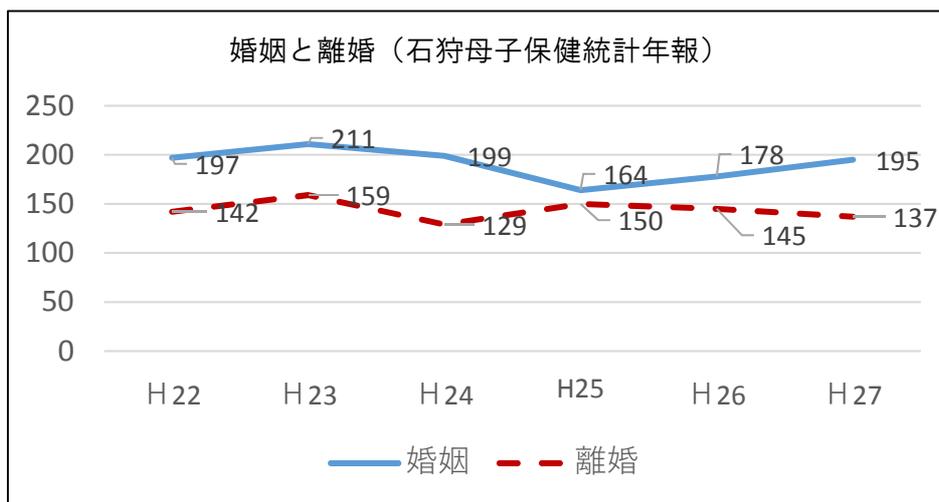
※以上、子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

※階層の説明については●ページ参照

(8)ひとり親世帯の状況について

本市の婚姻件数は、200件弱で推移し、離婚件数は140件前後で推移しています。

ひとり親世帯数については、平成30年度のひとり親医療費の支給件数では母子が661世帯、父子が47世帯となっています。特に、母子世帯については、経済的に厳しい生活環境に置かれており、児童扶養手当の支払い回数の引き上げや未婚の家庭に対する寡婦控除の「みなし適用」などが講じられています。子どもの貧困の観点からも、自立支援に向けた対策が求められます。

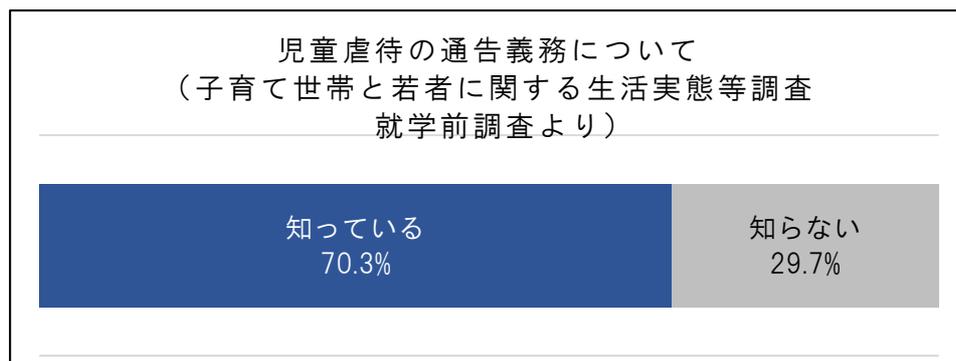
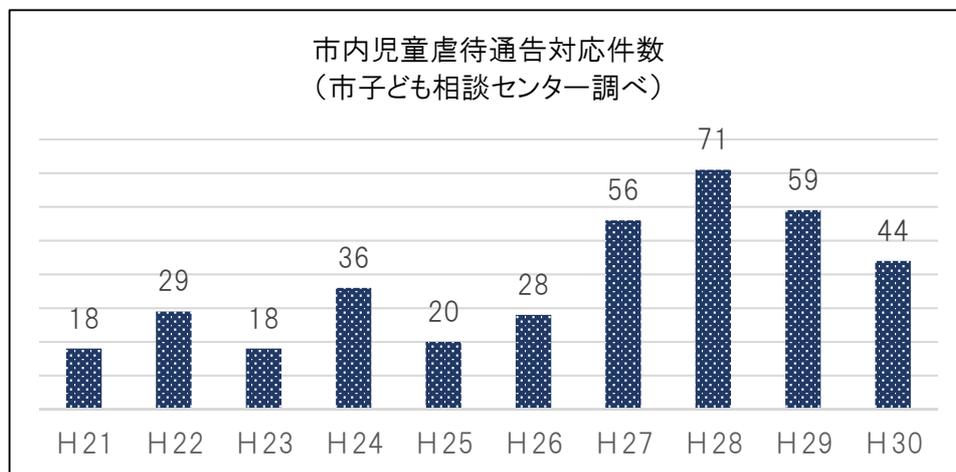
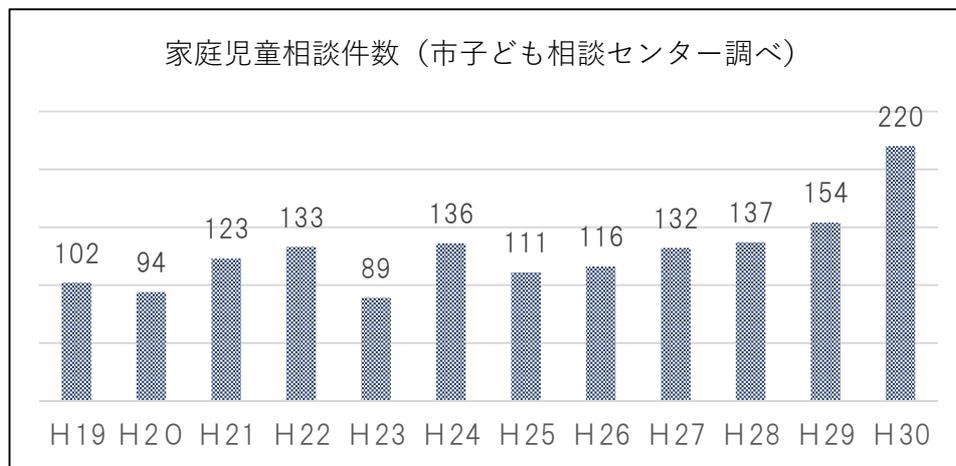


(9)子ども家庭支援の状況について

子ども相談センターが受理する家庭児童相談の件数は増加傾向にあります。平成30年度の相談件数の内訳は、「育児・しつけ」が27%、「児童虐待」が20%、「障がい」が12%などです。

児童虐待に関する相談件数は、5年前と比較して増加傾向にあります。その主な要因は、子どもの面前で行われる配偶者への暴力が心理的虐待にあたるとして、通告された件数が増えたことによるものです。また、就学前の子育て世帯のうち、児童虐待の通告義務を「知っている」と答えた人は約7割に留まっています。

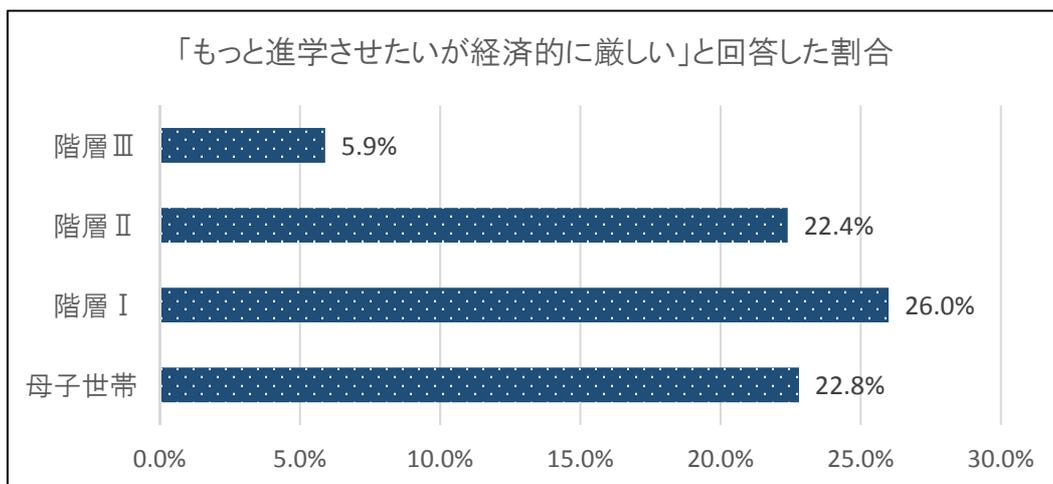
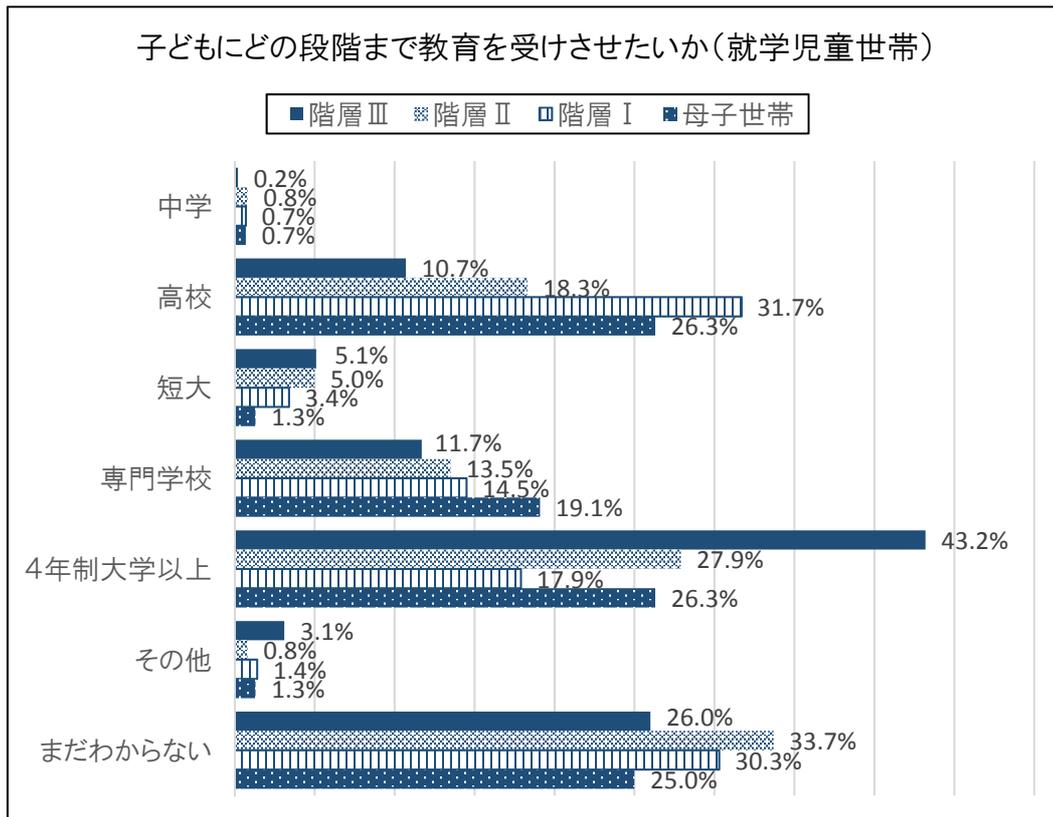
深刻化するこの問題に対応していくため、今後の国の動向を注視し、相談体制や専門性の向上を図っていくことが求められています。



(10)進学について

保護者が、子どもにどの段階まで教育を受けさせたいと考えているかについては、世帯の困窮度の状況によって違いが見られます。「4年制大学以上」については、困窮度が比較的低いと考えられる世帯(階層Ⅲ)の割合が高く、「高校」では、困窮度が高いと考えられる世帯(階層Ⅰ)や母子世帯で割合が高くなっています。

また、「もっと進学させたいが、経済的に厳しい」と回答した割合についても、困窮度が比較的高いと考えられる世帯や母子世帯で高くなっています。



※以上、子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

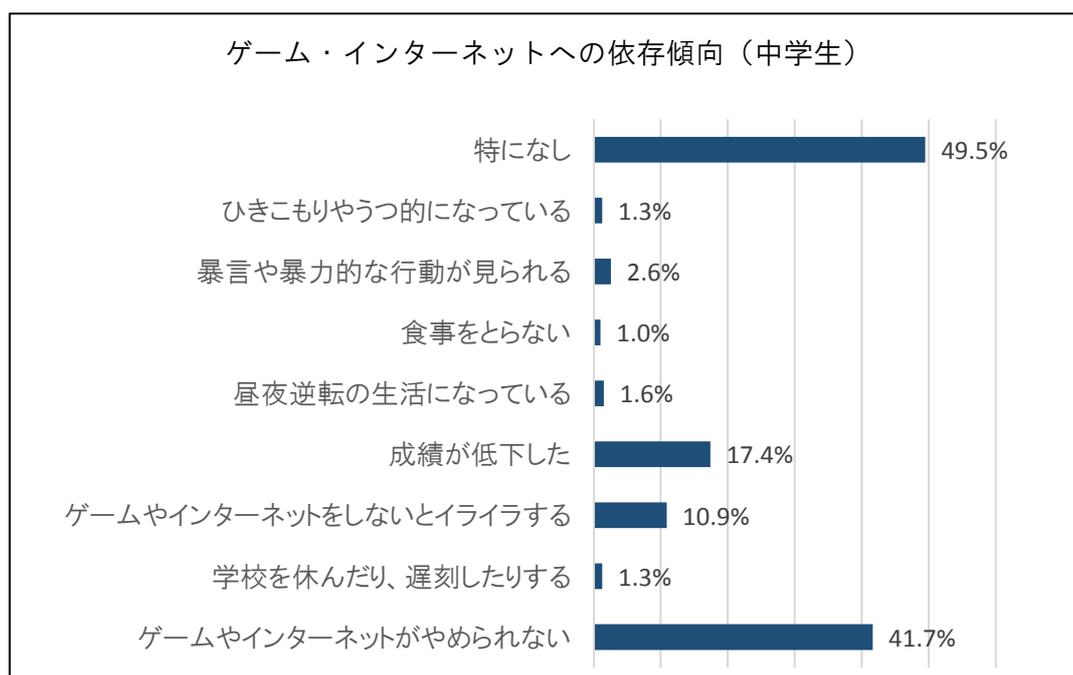
※階層の説明については●ページ参照

（11）子ども・若者について

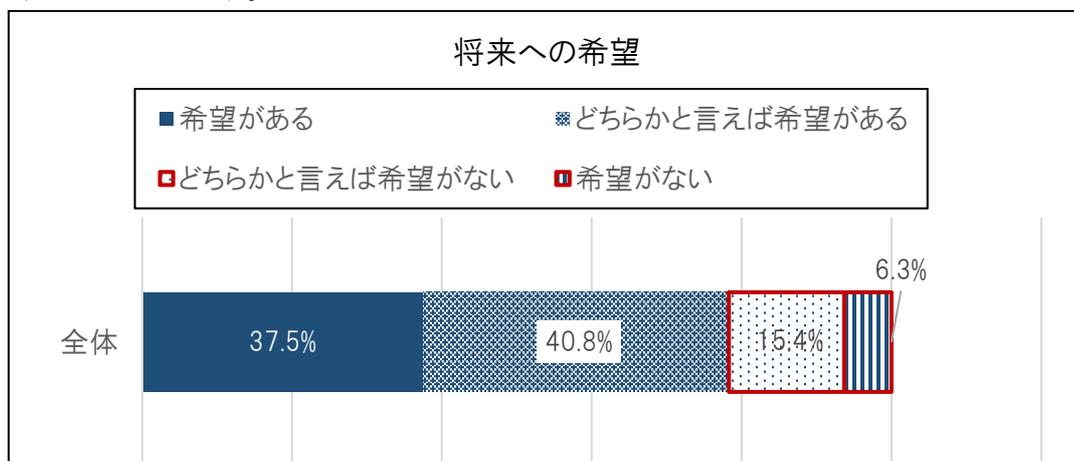
「ゲームやインターネットをやめられない」を含め、約半数にゲームやインターネットに依存しがちな傾向が見られます。また、多くはないものの、一部には「学校を休む」「昼夜逆転」「暴言や暴力」「ひきこもりやうつ」といった深刻なケースが疑われる状況も見られます。

SNSなどのインターネット環境に潜む問題やゲーム依存など、子どもを取り巻く環境の課題は多様化、複雑化しています。こうした今日的な課題に対応していくため、学校や家庭、地域の協力関係が一層求められます。

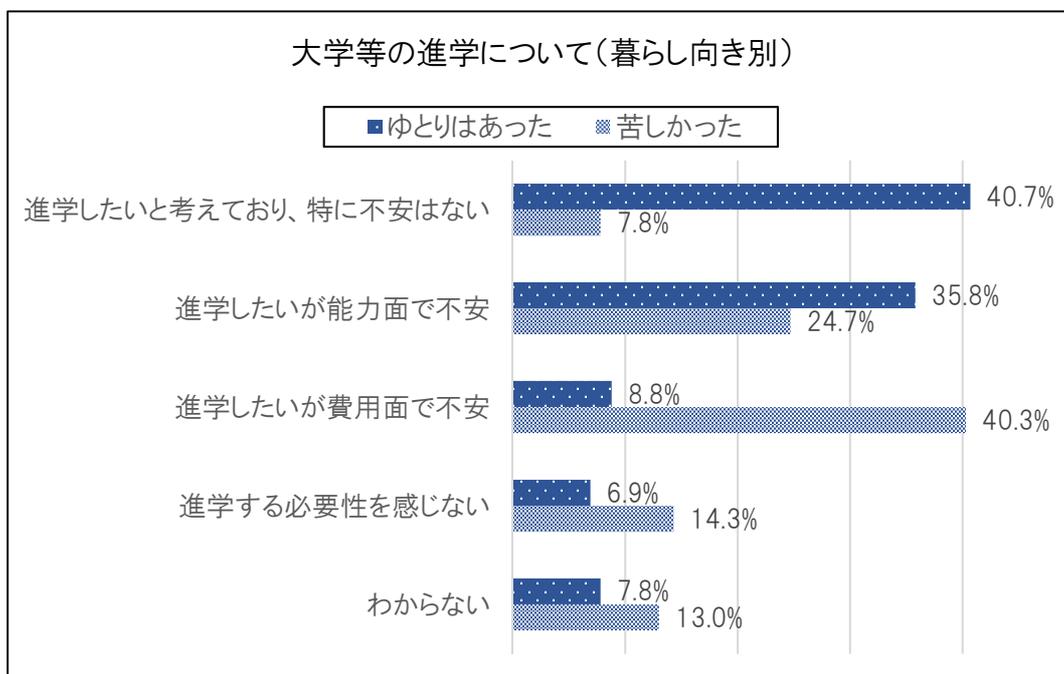
※以下、子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より



15歳から21歳までの若者に対し、将来の希望について尋ねたところ、将来に対して「希望がある」と回答した若者は約8割、「希望がない（どちらかと言えば）」と回答した若者は約2割となっています。



大学等の進学については、家庭の暮らし向きが「苦しかった」と回答した若者は、費用面での不安を抱えている割合が高くなっています。

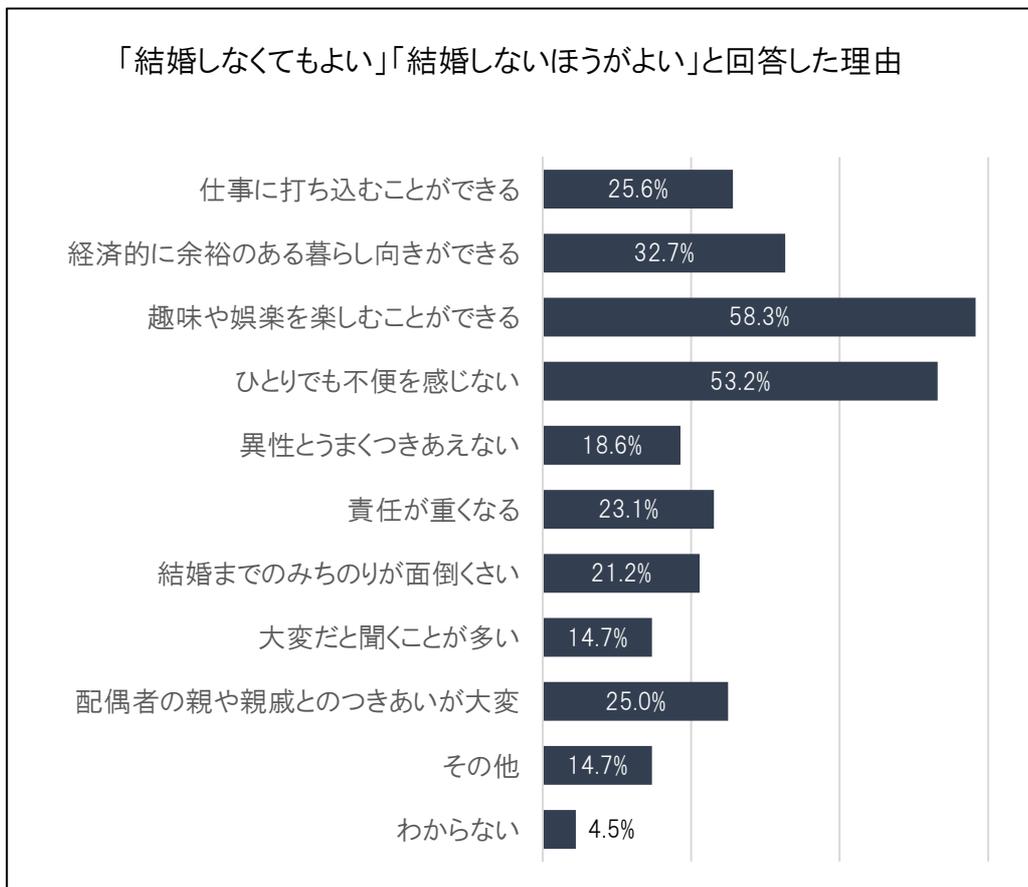
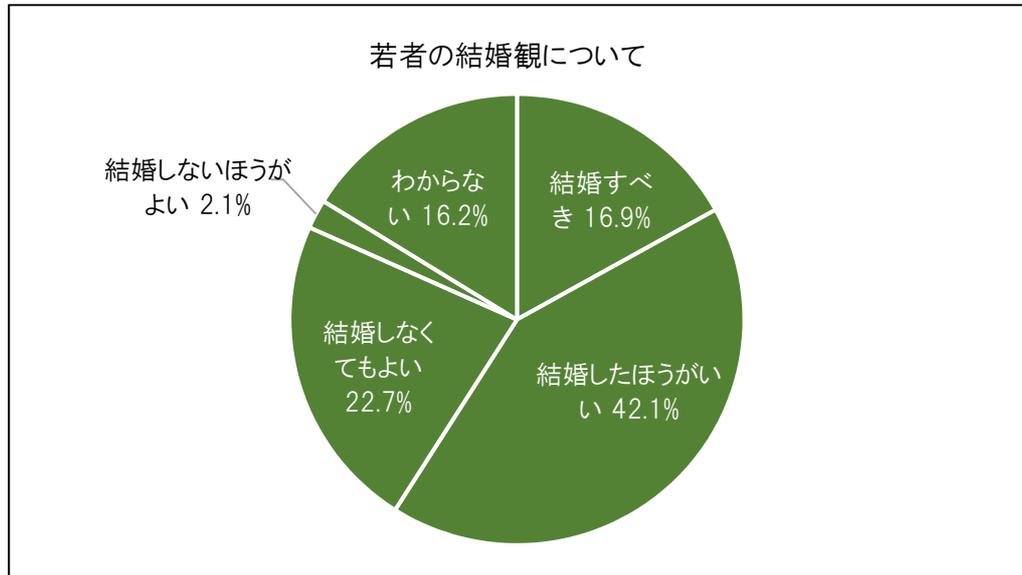


※以上、子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

※暮らし向きの説明については●ページ参照

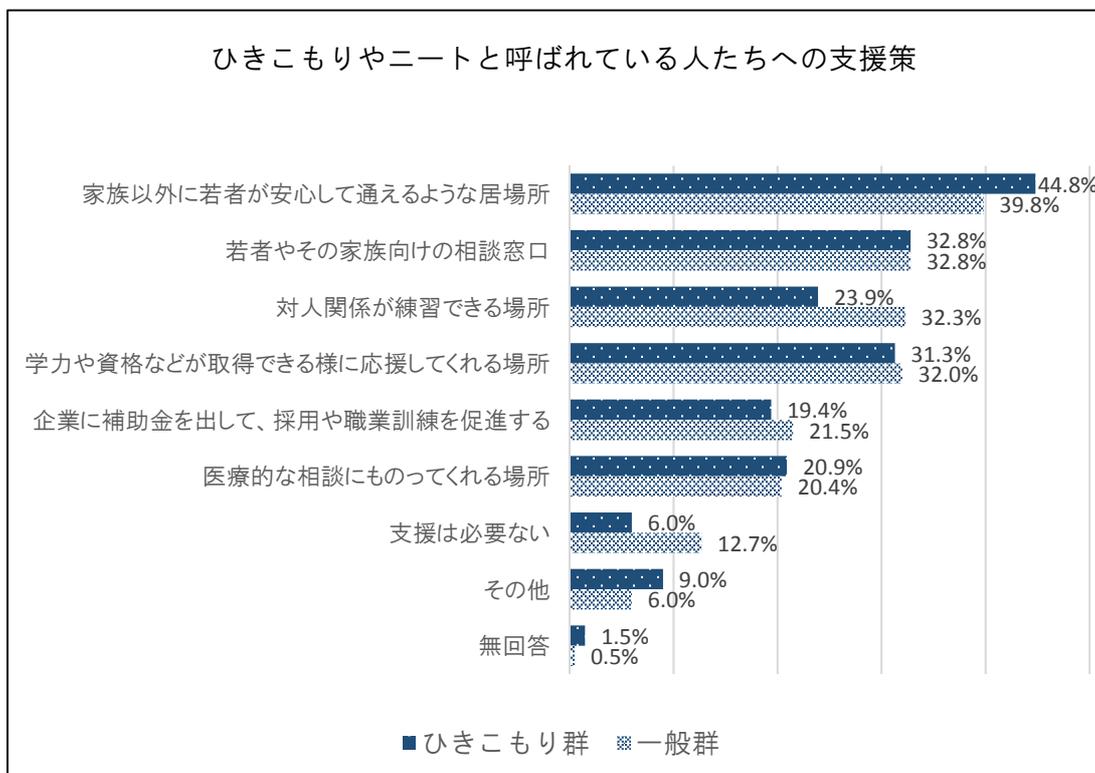
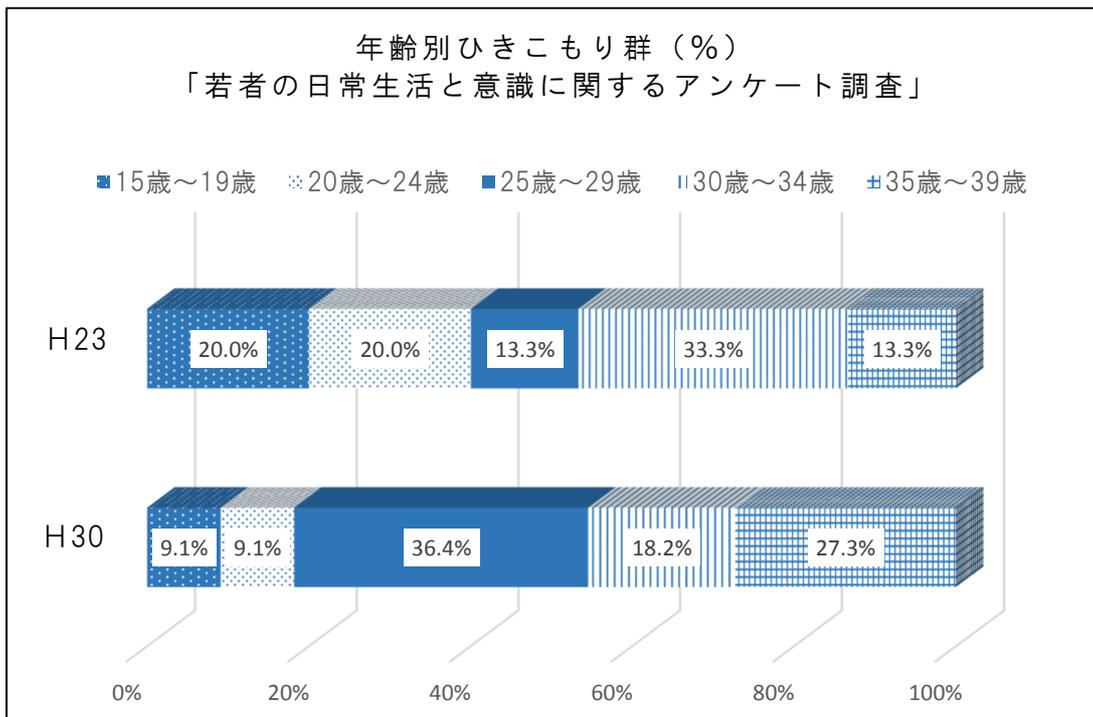
将来の結婚観については、「結婚すべき」「結婚したほうがいい」と回答した若者は約6割、「結婚しなくてもよい」「結婚しないほうがよい」は全体の約4分の1を占めています。

結婚に否定的な理由としては、「趣味や娯楽を楽しむことができる」「経済的に余裕ある暮らしをしたい」、「ひとりでも不便を感じない」のほか、「仕事に打ち込むことができる」「配偶者の親や親戚とのつきあいが大変」などとなっています。



※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査より

平成30年度に実施した「若者の日常生活と意識に関するアンケート調査報告」では、15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり群は1.56%、約200人と推測される結果となりました。ひきこもりの長期化が懸念されるなか、安心できる居場所や相談しやすい環境など、多様な課題に対応できる総合的な支援体制の構築が求められていると言えます。



※ひきこもり群等の定義については●ページ参照

一斉に近い形態で進めることができました。今後はサービス等のさらなる普及啓発が課題です。

- 仕事と子育ての両立を望む保護者は少なくありません。そうした希望にできる限り対応するとともに、すべての子どもに質の高い教育を受けられる環境を整備するため、認定こども園の整備を推進し、市内すべての認可保育所及び幼稚園が認定こども園に移行しました。
- 多子世帯の保育料軽減など、独自施策を実施したほか、いわゆる「小1の壁」にも対処すべく、放課後児童健全育成事業の拡充を行なうなど、総合的な子育て支援対策の推進を図りました。一方、令和元年 10 月からスタートした幼児教育・保育の無償化により、さらなる保育ニーズに対する量の確保や、保育士等の人材確保に向けた対策が喫緊の課題となっています。

基本目標Ⅰ 子育てにやさしいまちづくり		単位	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 目標
施策② 楽しく子育てできる環境づくり								
身近な場所で相談や仲間づくりができるシステム	子育て支援センターの実施か所数	か所	5	5	5	5	5	5
施策③ 仕事と子育ての両立支援								
保育サービスの充実	教育・保育施設、地域型保育、認可外保育施設の待機児童数	人	0	0	0	0	0	0
	放課後児童クラブの待機児童数	人	0	9	5	5	0	0

■基本目標Ⅱ 子どもと家庭の支援

施策① 子どもセーフティネット

施策② 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援

施策③ ひとり親家庭の自立支援

【成果と課題】

- すべての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等が保障され、その持つ力を発揮することができるよう子ども及び家庭を支援する必要があります。
- 全国で児童虐待が深刻化するなか、本市においては、平成 18 年度に設置した「石狩市こども見守りネットワーク協議会」を核に、要保護児童とその家庭に対する適切な支援方法や連携した支援を実施しました。
- 深刻化する児童虐待等への対応をさらに強化していくため、平成31年度に「石狩市子ども家庭総合支援拠点」の機能を子ども相談センターが担いました。また、虐待の未然防止として、養育支援訪問や母親支援プログラムなどを実施するほか、児童虐待の通告義務について周知啓発等に努めました。今後の課題としては、子ども家庭総合支援拠点の機能向上として、人員確保と専門性のさらなる強化が求められます。
- 子どもの貧困が問題となるなか、福祉と教育の連携を強化するため「石狩市子ども総合支援本部」を立ち上げ、アウトリーチによる支援体制の構築や拠点型学習支援を実施したほか、本市の子どもの貧困の状況を把握するため統計調査などを実施しました。
- 官民協働による子どもの総合支援を推進するため、市民協働提案を通じて、子ども食堂や学習支援を実施する市民団体等の参画を進め、市民協働による子どもの総合支援対策を実施しました。
- 本市が実施した調査等でも、貧困の問題は特にひとり親家庭で深刻な状況であり、ひとり親家

- 庭の支援対策の充実等が一層求められています。すべての子ども達が等しく学び、健全に育まれる環境を整備していくため、引き続き、地域の実態等を踏まえた仕組みづくりを考えていく必要があります。
- 障がいの有無に関わらず、すべての子どもが自分らしく成長できる環境整備が大切であることから、子どものための各種施設の入所等への配慮はもとより、発達障がいへの理解の促進と支援ネットワークの強化に努めてきました。また、医療的なケアが必要な子どもの受け入れについては、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供を行う事業所を支援しました。
- 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行をはじめ、平成 25 年に本市が制定した「石狩市手話に関する基本条例」は、共生社会への理解と施策の推進に大きく影響したと言えます。今後、外国人への対応など新たな課題が顕在化するなかで、共生社会の実現は未だ発展途上ですが、福祉、教育問わず、各施策を通じて、共生社会の実現を視点とした取組を推進していくことが求められています。

基本目標Ⅲ 子どもと家庭の支援		単位	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 目標
施策① 子どもセーフティネット								
こども見守りネットワークの機能強化	養育支援が必要な家庭に対する訪問世帯件数	世帯	11	12	13	5	9	20
児童虐待などの未然防止と普及・啓発	児童虐待の通告義務を認知している市民の割合	%	-	-	-	-	70.3	70
施策② 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援								
障がい児通所支援の充実	児童発達支援の利用件数	件	482	503	677	750	877	612
	放課後等デイサービスの利用件数	件	1,128	1,374	1,657	1,900	2,014	1,589
	保育所等訪問の利用件数	件	10	13	8	10	10	12
教育や保育の機会の充実	障がい児を受け入れている幼稚園、保育所、認定こども園、児童館、放課後児童クラブの数	か所	32	33	33	36	36	34
施策③ ひとり親家庭の自立支援								
ひとり親相談の充実	ひとり親家庭サポート事業の利用件数	件	31	24	16	21	36	↑
ひとり親家庭の就労支援	自立支援教育訓練給付金を利用した資格取得者数の累積	人	26	28	29	31	34	42
	高等技能訓練促進費を利用した資格取得者数の累積	人	18	19	21	25	27	34

■基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育てる

施策① 確かな学力の育み

【成果と課題】

- 子どもの学ぶ意欲を高め、「わかる授業」を目標とした積極的な授業・指導内容の改善と「楽しい学校」づくりに向け、学力向上推進事業や外部指導者活用事業の拡充を図り、質の高い学習環境の向上と学校の主体的な教育活動を推進しました。
- 幼児教育は学校教育の始まりであることから、すべての子どもが幼児教育を受けられる環境整備として、市内認可保育所及び幼稚園の認定こども園への移行や本市初となる学校と複合する厚田保育園の整備を進めました。義務教育との接続の観点からも、特色ある幼小連携の運用が期待されています。
- 基礎学力を育むための教育活動の推進や地域住民などの教育活動への参画支援を進めました。
- 児童・生徒の減少や校舎等の老朽化への対応は喫緊の課題であることから、地域コミュニテイ

の核としての学校の役割りも重視しつつ、教育水準の維持充実と特色ある学校づくりを進めるため、厚田学園及び石狩・八幡小学校の整備等を進めました。今後は、新たに導入するコミュニティ・スクールの運用や、老朽化が進むその他の校舎等の改修を計画的に実施していくことが必要となっています。

基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育てる		単位	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 目標
施策① 確かな学力の育み								
基礎学力を育むための教育活動の推進	CRT 標準学力検査において、全国平均に対する石狩市の割合 (国語・算数 小学校5年生)	%	国語 97.9	94.3	90.9	95.7	95.3	100
		%	算数 97.3	95.3	93.3	97.1	95.7	100
	CRT 標準学力検査において、全国平均に対する石狩市の割合 (国語・数学 中学校2年生)	%	国語 93.5	98.1	100	97.7	94.8	100
		%	数学 89.5	93.1	103.0	94.8	92.6	100
家庭教育の推進	「普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム(コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む)をしますか」という設問に対して、2時間以上と回答した児童生徒の割合	%	小38.1 中46.0	小44.9 中43.4	小42.4 中43.3	小43.0 中50.8	小66.3 中74.6	小30.3 中35.4

施策② 子どもの居場所づくり

【成果と課題】

- 共働き家庭の増加に伴い、放課後の子どもの安全な居場所の整備が求められ、本市においても各小学校区を基本に、放課後児童クラブを整備してきました。これまでに 15ヶ所 19クラブを開設し、待機児童の解消に努めました。
- 一方、近年の保育ニーズの高まりや、高学年の利用数の増加などの影響から、花川南地区を中心に、通年利用の待機や、長期休業期間の一時利用ができない児童が発生している状況です。こうした状況を速やかに解消していくための対策が求められています。
- 子どもの居場所については、本市では児童館がその機能を担う拠点となっています。一方、平成 27 年頃から樽川地区で若い世代の定住が進んだことにより、将来的に南線小学校区の子どもの居場所整備が課題となっています。同校区の児童クラブの質の確保とおおぞら児童館の老朽化などに対応していくため、平成 30 年度から市民を含めた検討作業を始め、石狩ふれあいの杜公園内に新たな施設を建設する方向で現在、整備計画を進めています。
- 市民協働による子どもの居場所づくりの取組みとして、平成 29 年度から、子ども食堂等への支援を実施しているところであり、地域コミュニティや食育の視点からも、市民協働によるきめ細やかな取組が求められています。
- ひきこもりが長期化しないように、児童期、若者期からの居場所対策の充実が求められています。

基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育てる		単位	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 目標
施策② 子どもの居場所づくり								
子どもの体験や学びの機会充実	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の開設 か所数	か所	-	-	-	-	-	3
思春期の子どもの居場所づくり	児童館を利用する中高生の人数	人	11,312	10,318	11,515	13,191	11,767	12,000
子どもの権利の普及・啓発	子どもの権利について、聞いた、考えたことがある市民の割合	%	69.2	-	-	-	56.2	80

施策③ 子どもの豊かな心と健やかな体を育む

【成果と課題】

- 子どもが「生きる力」を身につけるためには、「確かな学力」だけでなく、「豊かな心」と「健康・体力」をバランスよく育成していく必要があります。このため、運動能力向上と、食育推進を通じた子どもの健やかな育ちを目指し、小学校と連携して放課後すこやかスポーツ教室を開催しました。また、体力・運動能力向上推進事業などを通じて、スポーツへの苦手意識克服などへの取り組みを進めました。
- 子どもの読書活動の推進や情操教育プログラムの実施により豊かな心の育成にも努めました。
- とりわけ低年齢期の子どもの受診機会が経済的な理由で失われることのないよう、小学2年生まで子ども医療費の通院助成を拡大しました。
- インターネットや SNS の過度な利用により、心身の健康を害する危険性も懸念されることから、望ましい生活習慣の啓発等が引き続き求められます。また、ひとりで悩みを抱える子どもの相談体制についても工夫が求められており、今後の検討課題と言えます。

基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育てる		単位	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H29 実績	H30 実績	H31 目標
施策③ 子どもの豊かな心と健やかな体を育む								
子どもの豊かな心を育む取り組み	情操教育プログラムに「感動した」と回答した子どもの割合	%	98.1	97.7	96.6	97.6	93.1	100
子どもの体力・運動能力の向上	基礎体力向上教室の開催	回	2	14	12	12	12	実施
食育の推進	「朝食を毎日食べていますか」という設問に対して「全くしていない」と回答した児童生徒の割合	%	小1.4 中2.5	小1.6 中1.8	小2.9 中2.1	小1.2 中2.1	小2.1 中4.6	0

第2章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨(目的)

本市の子ども・子育て施策は、子どもの最善の利益の保障を目指し、子育て・子育てを地域全体で見守り支え合うことのできる地域づくりを理念として進めてきました。

これまでの基本的な流れを継承し、目指す地域づくりを実現していくためには、市民の参加と協働によるまちづくりを推進していくことが欠かせません。そして、施策の成果をより実りのあるものとするため、保護者、地域、事業者、市が共通認識に立って子ども・子育て支援に取り組むことが重要であり、そのためには施策の総合的な展開の基本となる行政計画の策定が必要です。

本計画は、国の施策に呼応した法定計画としての役割を担うとともに、地域全体が共通認識に立って取り組むための基本的な考えや目指す方向性を示し、その理念を実現するための各施策の推進計画として策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。ただし、「子どものための教育・保育給付」の事業量が当初の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。なお、中間見直しを行った場合でも、計画期間については、当初の令和6（2024）年度までとします。



3. 計画の基本的な考え(基本理念)

2015年、子どもにも関連する多くの課題と目標を位置付けた「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連で採択されました。その目標の中には、「子どもの健康的な成長」「質の高い教育」「子どもへの暴力をなくすこと」「子どもの参加」など、子どもの権利と関連する多くの項目が確認できます。

一方、わが国では児童虐待による痛ましい事象が後を絶たちません。こうした状況等を受け、平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」で、初めて子どもが権利の主体として位置づけられました。また、平成30年に策定された改正児童館ガイドラインでは、子どもの権利の具現化を図る拠点として、児童館がその役割を担うことが明記されました。本市では、これまで「こども・あいプラン」や「石狩市子ども・子育て支援事業計画」の中で、子どもの権利条約の4つの基本的な権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)を計画の基底とし、その実現を視点としながら施策の推進に努めてきました。近年の社会動向や本市のこれまでの経緯を踏まえ、子どもの権利の視点を第一義に考慮し、施策等に取り組む姿勢は今後も継承していく必要があると考えます。

また、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するとした基本認識の下、行われるべきものでありますが、子どもを取り巻く環境は複雑化、多様化しており、家庭の中だけで問題を解決することが難しい場合もあります。そのため、地域社会全体で協力し、子どもとその家庭を支えていくことが肝要です。本市では、主体的に子どもや子育てに関わる市民や団体等が活動しており、そうした市民参加、市民力は本市の強みでもあります。

これらのことを踏まえ、本計画においては、子どもの権利条約の4つの基本的な権利を尊重し、子どもの視点に立って、最善の利益の保障を優先して考慮しながら、家庭、地域、事業者等が一体となって取り組むまちのあり様を目指す基本理念とし、次のように定めます。

「子どもの権利を尊重し、 子育てを地域全体で見守り支え合うまち」

生きる権利

育つ権利

守られる権利

参加する権利

児童の権利に関する条約(概要～日本ユニセフ協会より)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、1989年(平成元年)11月20日に第44回国連総会において採択され、わが国は、1990年(平成2年)9月21日にこの条約に署名し、1994年(平成6年)4月22日に批准を行いました。子どもの権利条約は、子どもを18歳未満のすべての者と定義し、子どもを権利の主体として位置づけています。

子どもの権利条約では、大きく分けて4つの権利を守るよう定めています。

SDGs

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は、すべての国が取り組むべき 17 の目標と 169 のターゲットが定められた国際目標です。2015 年 9 月に国連総会で採択され、2016 年から 2030 年までの間、世界中の国がこの目標の達成に向けて取り組むこととなります。



児童福祉法(抜粋)

〔児童の権利〕

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

〔国民等の責務〕

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

子ども・子育て支援法(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

4. 計画の意味と位置づけ

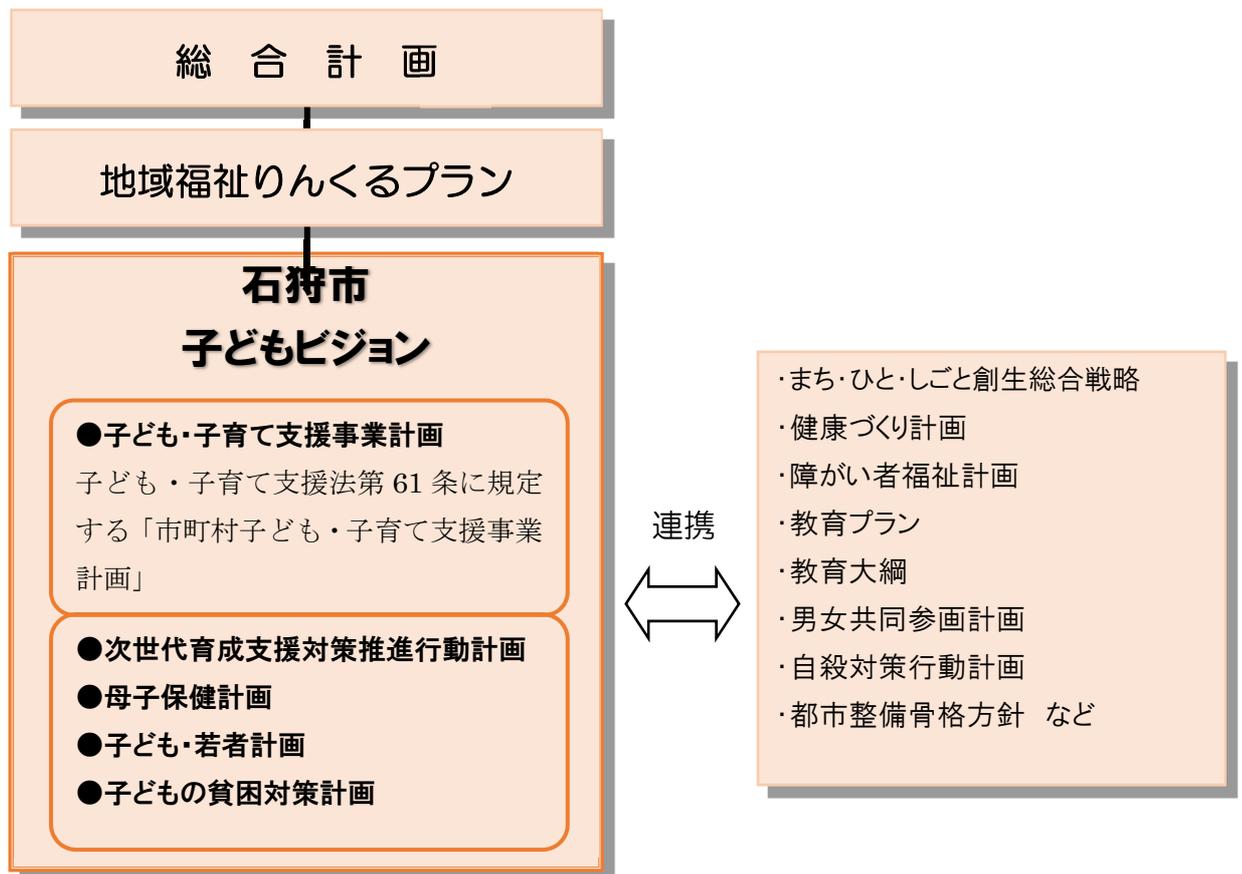
本計画は、本市の子ども・子育て施策を包括的に網羅し、総合的に推進するための計画として策定します。計画の基本理念を踏まえ、子どもの権利を尊重し、子どもが育まれる環境の現在と未来を見据え、子どもの育ちの視点に立って施策を推進していくという意味合いから「子どもビジョン」としました。

また、この計画には子ども子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策推進行動計画を内包します。また、妊娠期から子育て期まで連続した切れ目のない支援が必要なことから、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた計画である母子保健計画も内包しています。

このほか、児童福祉法では、18歳未満のすべての人を「子ども」としています。一方、本市では39歳までを若者とし、子ども・若者支援施策を進めてきました。若者支援は、子どもの頃から継続して取り組んでいくべきものや、早期の支援により問題の深刻化を未然に防げるものなど、子ども期で展開する施策と密接に関わっています。このため、本計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、さらには、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村貧困対策計画に位置づけて策定しています。

また、この計画は上位計画である石狩市総合計画や石狩市地域福祉りんくるプランはもとより、石狩市健康づくり計画、石狩市障がい者福祉計画、石狩市教育プランなど、他の個別計画等と連携し、考え方や施策を反映しています。

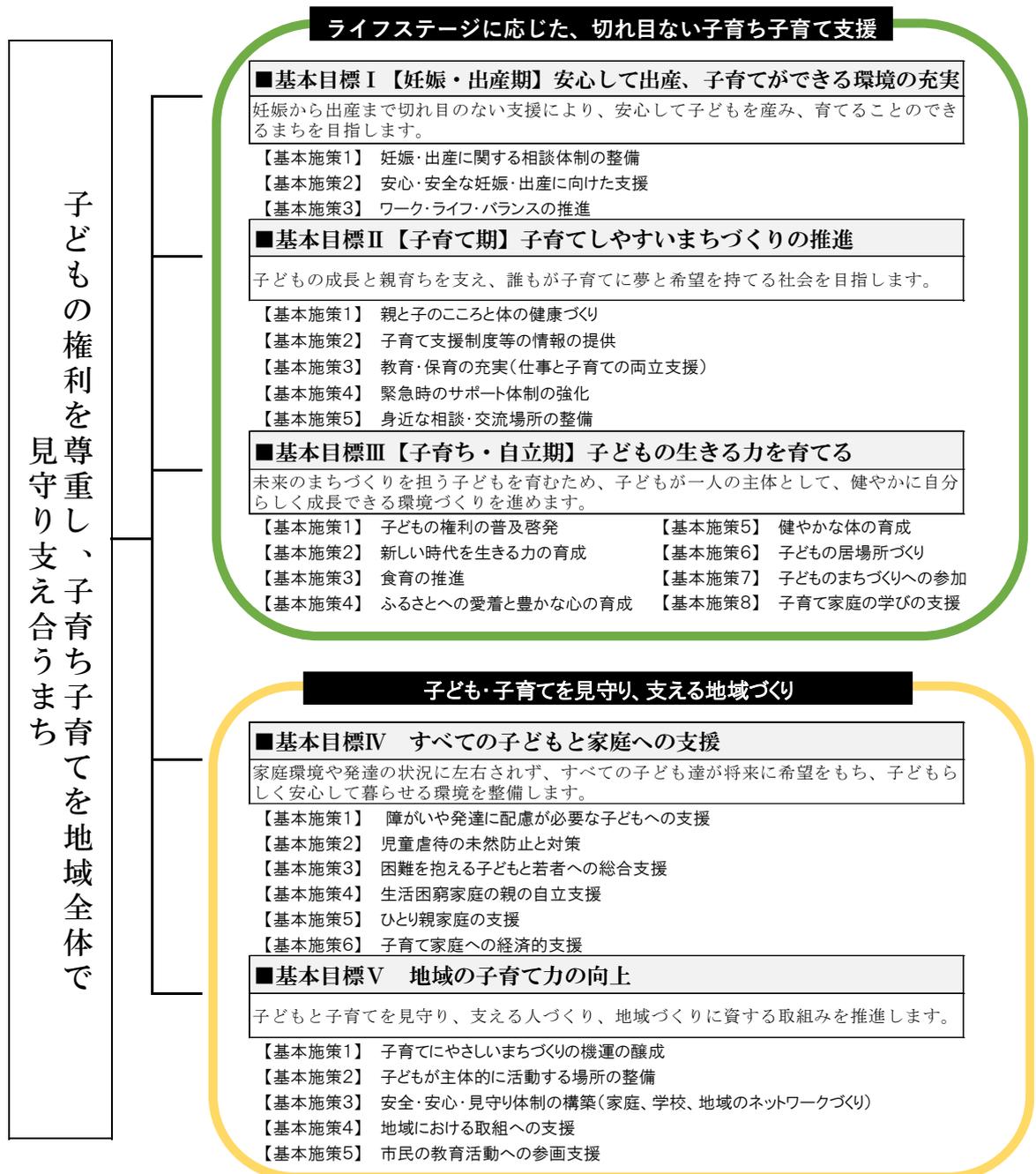
<各計画との関連イメージ>



第3章 施策体系と事業・取組

1 施策体系(施策分野・基本施策とその関連性)

施策の体系は「ライフステージに応じた、切れ目ない子育て支援」を切り口として「妊娠・出産期」「子育て期」「子育て・自立期」の3つの領域と、「子ども・子育てを見守り支える地域づくり」を切り口として「すべての子どもと家庭への支援」「地域の子育て力の向上」の2つの領域において、それぞれ基本目標を設定します。基本目標ごとに盛り込まれた基本施策を総合的かつ計画的に取り組むことにより、「子どもの権利を尊重し、子育てを地域全体で見守り支え合うまち」の実現を目指します。



2 重点施策方針

基本目標を達成するため、各基本施策等の推進とあわせて、喫緊の課題や時代の要請に応えていくための方策を重点施策方針と位置づけ、次のとおりとします。

1. 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実

2. 教育・保育環境の充実

3. 子どもの居場所づくりの推進

4. すべての子ども、若者と家庭への総合支援

【方針1】 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実

【主な取組方針】

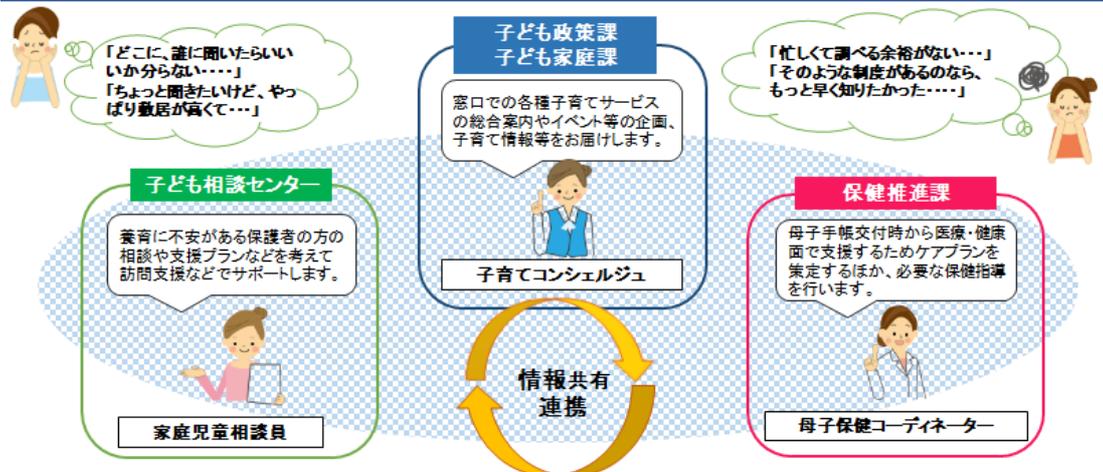
- ・ 子育て世代包括支援センター機能の維持・向上を図る（図1参照）
- ・ 妊娠届出時に策定するケアプランを基に、赤ちゃん訪問事業、個別相談など一連の支援体制を強化する
- ・ 産後ケア事業、妊産婦健康診査等により産後における母親の不安解消を図る
- ・ 地域子育て支援拠点機能の空白地域の解消を図る
- ・ 子育て支援制度等の情報提供体制の充実を図る
- ・ 通院に係る子ども医療費の助成を小学6年生まで実施する
- ・ 病児・病後児保育の活用を図る

【関連する基本施策】

- ⇒ I-1. 妊娠・出産に関する相談体制の整備
- ⇒ II-2. 子育て支援制度等の情報の提供
- ⇒ II-5. 身近な相談・交流場所の整備

【図1】

【支援リスク低】 石狩市子育て世代包括支援センター（利用者支援事業 基本型と母子保健型の連携）



●石狩市子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うため、利用者支援事業を活用して母子保健コーディネーター、子育てコンシェルジュを配置し、家庭児童相談員と共に、妊娠届出時のケアプランの策定から子育て支援制度等の情報提供、子育て等の相談など、それぞれの役割を担いながら連携し、包括的な支援体制を構築しています。

【方針2】 教育・保育環境の充実

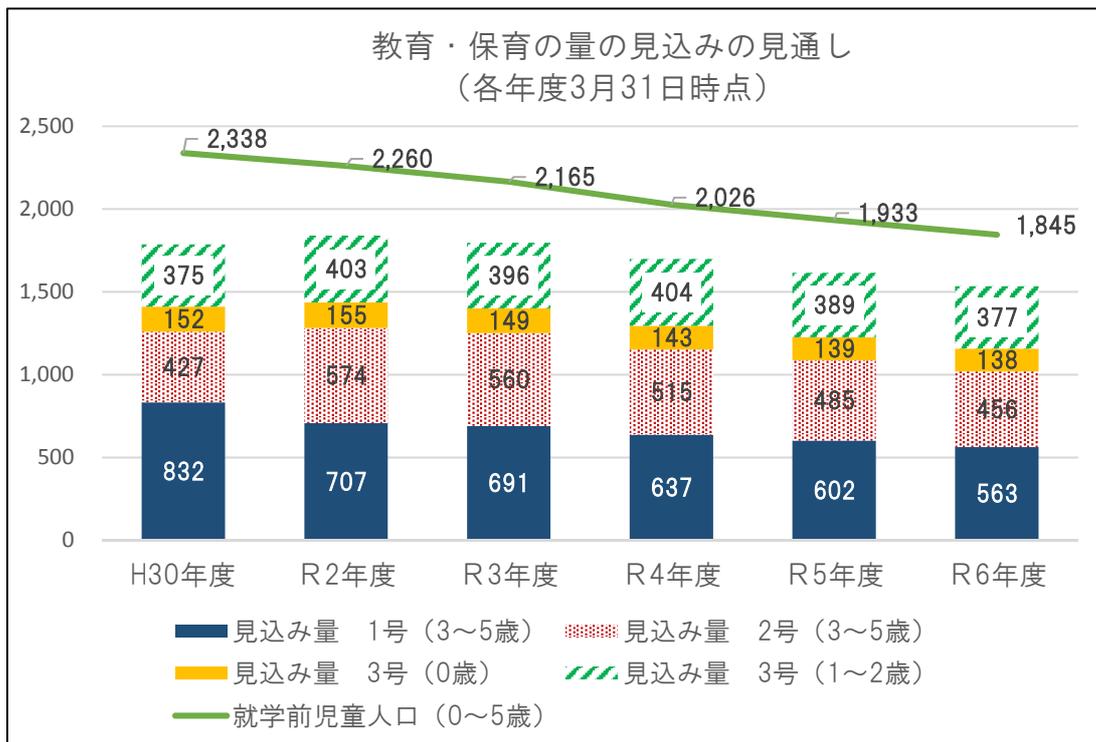
【主な取組方針】

- ・希望するすべての家庭に幼児教育・保育の機会を提供できるよう、保育の量と質の確保を図る（⇒●ページ 子ども・子育て支援事業）
- ・保育士等の人材確保のための総合対策を講じる
- ・市内全域において、0歳児からの保育の導入を進める
- ・学校施設の計画的な改修・整備を図る
- ・コミュニティ・スクール導入による地域一体の学校運営を推進する
- ・教育の情報化（電子黒板、ICT機器の導入）を推進する

【関連する基本施策】

- ⇒Ⅱ-3. 教育・保育の充実(仕事と子育ての両立支援)
- ⇒Ⅲ-2. 新しい時代を生きる力の育成
- ⇒Ⅴ-2. 子どもが主体的に活動する場所の整備

【図2】



子どもの数は減少が続き、それに伴い、計画最終年次である令和6年にかけて見込み量（需要）も減少していくと見込まれます。

一方、令和元年10月に始まった幼児教育・保育の無償化の影響等により、1号（教育）認定から2号（保育）認定へ移行する世帯が急増し、2号定員の確保量に不足をきたす現象が生じており、3号認定の確保とあわせて当面の課題となっています。

【方針3】 子どもの居場所づくりの推進

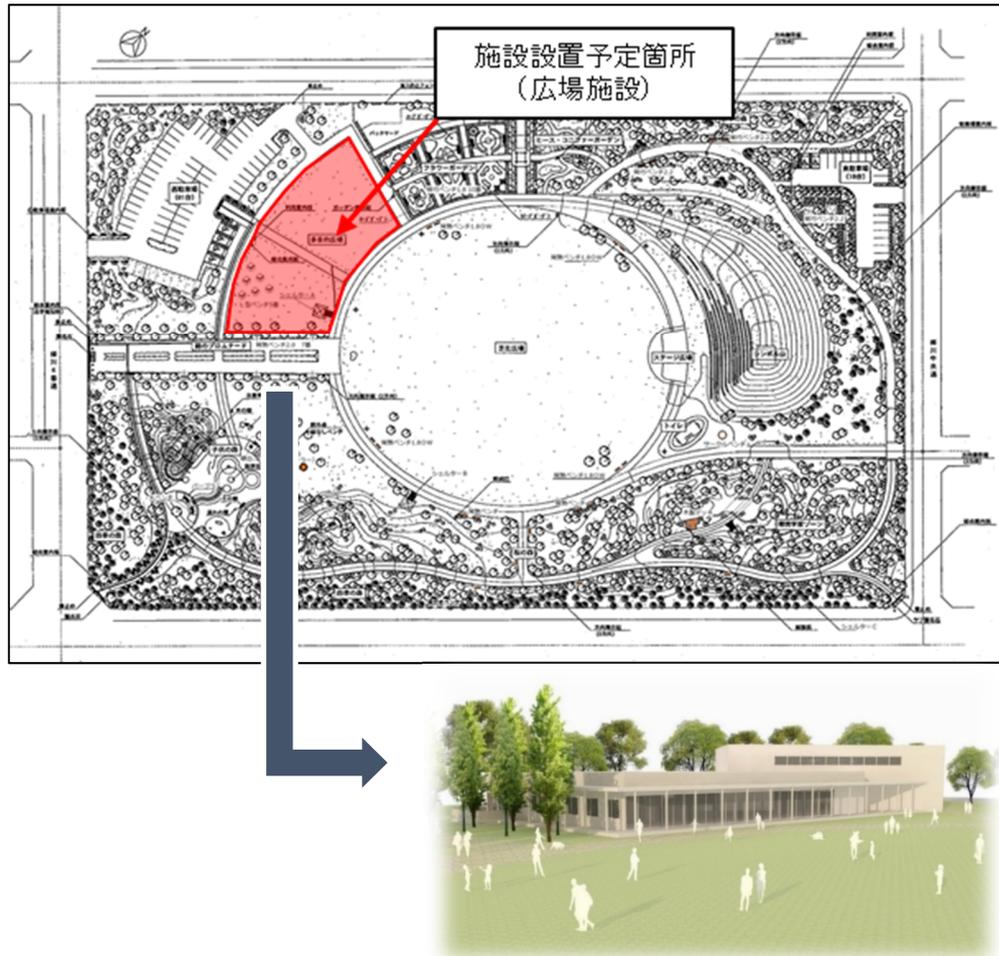
【主な取組方針】

- ・ 放課後子ども総合プランを推進し、放課後の居場所づくりと児童クラブの量と質の適正化を図る（●ページ参照）
- ・ (仮称) ふれあいの杜子ども館の整備計画を進める（図3参照）
- ・ 市街地の公園、緑地などのオープンスペースの多面的な利用を図る
- ・ 市民団体等による学習支援や食事支援など、市民協働による子どもの居場所づくりを推進する

【関連する基本施策】

- ⇒Ⅲ-6. 子どもの居場所づくり
- ⇒Ⅴ-2. 子どもが主体的に活動する場所の整備
- ⇒Ⅴ-4. 地域における取組への支援

【図3】



● (仮称) ふれあいの杜子ども館

石狩ふれあいの杜公園（樽川4条1丁目）内に「子どもを中心に、多世代がふれあい、つながる全天候型ひろば」をコンセプトとして、大型児童センター機能と放課後児童クラブ機能、子育て支援機能などを複合する子ども・子育て支援施設の整備を計画しています。（建物のイラストはイメージです）

【方針4】すべての子ども、若者と家庭への総合支援

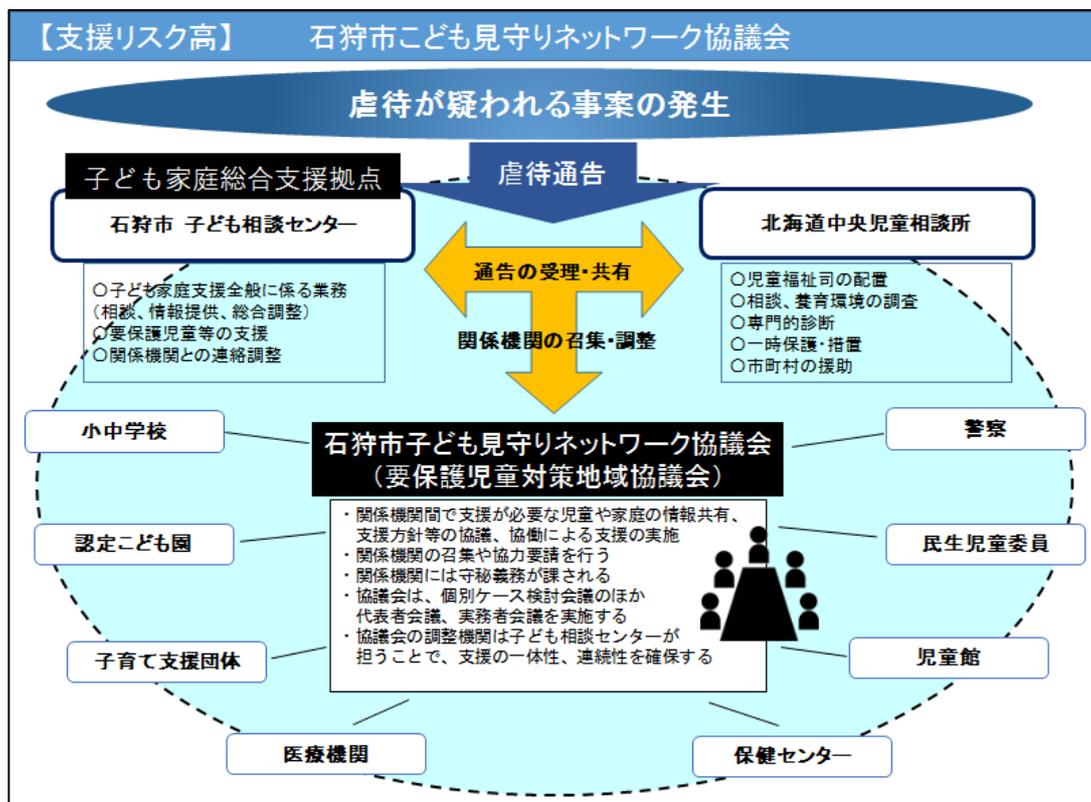
【主な取組方針】

- ・児童虐待相談等に対応していくため、子ども家庭総合支援拠点（子ども相談センター）の機能強化及び石狩市こども見守りネットワーク協議会の効果的運用を図る（図4参照）
- ・子どもの貧困対策として、生活困窮家庭やひとり親家庭の親の自立支援対策を推進する。また、生活、教育、経済、医療など様々な領域における支援を総合的、重層的に展開する。
- ・子ども・若者の居場所をプラットフォームとした相談支援体制の充実強化を図る

【関連する基本施策】

- ⇒Ⅳ-2. 児童虐待の未然防止と対策
- ⇒Ⅳ-3. 困難を抱える子どもと若者への総合支援
- ⇒Ⅳ-5. ひとり親家庭の支援
- ⇒Ⅴ-3. 安全・安心・見守り体制の構築(家庭、学校、地域のネットワークづくり)

【図4】



子どもや家庭の相談、及び要保護児童の適切な支援を行うため、子ども相談センターが「子ども家庭総合支援拠点」としての役割を担い、児童相談所や地域関係機関で構成する「石狩市こども見守りネットワーク協議会」を通じて、情報共有や支援方針の検討、支援のための役割分担などを協議します。

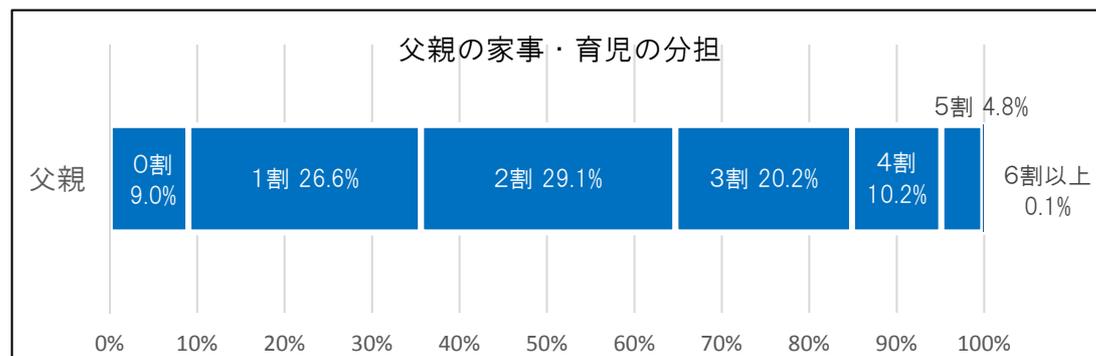
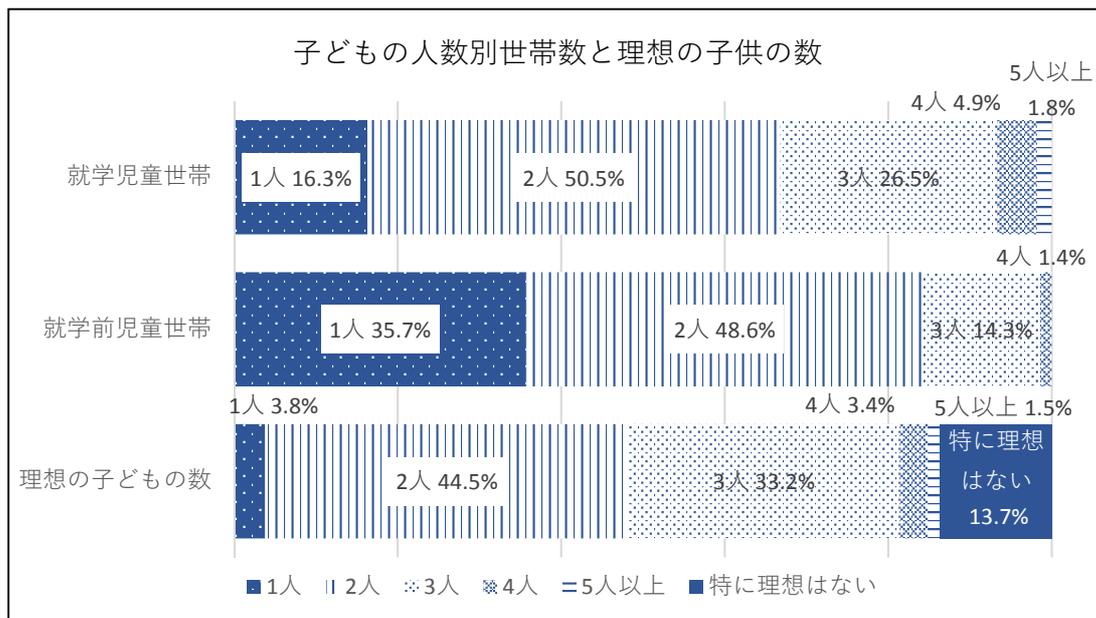
3 各施策における現状と課題及び今後の方向性

基本目標Ⅰ【妊娠・出産期】安心して出産、子育てができる環境の充実

妊娠から出産まで切れ目のない包括的な支援体制の充実により、安心して子どもを産み、育てることのできるまちを目指します

■現状と課題

- 本市の出生数は減少傾向にありますが、子育て世帯の約7割は、結婚や第1子出産後に市外から転入しています。制度や地域資源の情報提供の仕組み、正しい知識等を学べる機会の充実と妊娠中から育児に不安や困難感を持つ家庭を早期に把握し、包括的に支援する体制が求められます。
- 不妊・不育に悩む方は増加していますが、治療には費用や心身への負担が大きいことから、あきらめてしまうケースもあり、経済的負担の軽減が必要です。
- 働く女性にとって、安心して妊娠出産を迎えるには、家族の協力や職場の理解が不可欠です。仕事と家庭生活をともに優先するライフスタイルの実現のため、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。



※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査（就学前調査）結果より

■ 施策の方向

1 妊娠・出産に関する相談体制の整備

- 妊娠中から産後までの心身の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、母子保健コーディネーター等による面接・相談が受けられる体制を充実させ、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。
- 出産を控えた方を対象に、父親・母親それぞれの育児の役割について考えたり、育児を体験したりする場を設け、出産後の育児不安の解消を図ります。
- 妊娠や不妊、出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、相談体制を充実させます。
- 高額の治療費がかかる特定不妊治療費・不育症治療費への経済的支援を行います。

関連する主な個別事業	所管課
母子保健コーディネーターの配置	保健推進課
妊婦栄養相談	保健推進課
不妊症・不育症への支援	保健推進課
両親教室	保健推進課

2 安心・安全な妊娠・出産に向けた支援

- 母子共に安心・安全な出産を迎えるため、妊産婦の健康診査の費用の一部助成を行います。
- 産前・産後の心身の負担や育児不安の生じやすい時期に、家事・育児の負担を軽減するための支援を充実させます。

関連する主な個別事業	所管課
妊産婦健康診査の実施	保健推進課
妊産婦健康診査等通院交通費助成	保健推進課
産後ケア事業	保健推進課
子育てサポート事業	子ども政策課

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 夫婦で子育てを行う必要性や子育てを楽しんでいる男性のロールモデル等について広く周知し、男性の意識が変わるきっかけづくりに努めます。
- 職場において育児支援制度などが充実されるよう、事業所等への働きかけを行います。

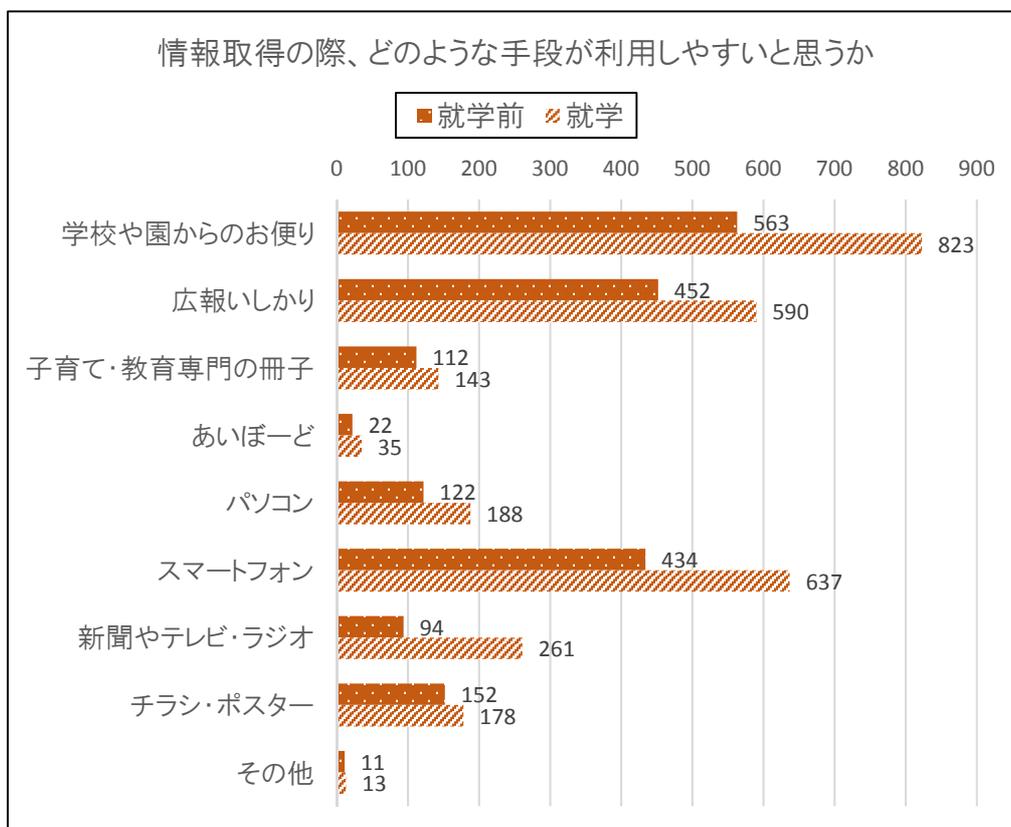
関連する主な個別事業	所管課
事業所等への働きかけ	商工労働観光課 広聴・市民生活課
男性を含めた働き方の見直し	広聴・市民生活課

基本目標Ⅱ【子育て期】子育てしやすいまちづくりの推進

子どもの成長と親育ちを支え、誰もが子育てに夢と希望を持てる社会を目指します。

■現状と課題

- ・子ども達が無事に生まれ、健やかに成長するためには、母子保健と子育て支援に係る関係機関が連携し連続性のある、切れ目ない支援が必要です。また、乳幼児健康診査を受けてもらい、未受診者も含め必要な支援につなげることが大切です。
- ・子どもの人口は、本市においても将来的に減少していくと予想されますが、当面は保護者の就労ニーズのピークは続くものと考えています。このため、幼児教育・保育の適切な量と質の確保は喫緊の課題です。
- ・保護者の就労ニーズが多様化しており、様々な子育て支援施策の整備と、保護者がニーズにあったサービスを適切に選択できるような情報提供が求められます。また、緊急時に安心して子どもを預けることができる体制や、子育て世代が不安や悩みを共有できる身近な相談場所の整備が必要です。
- ・保育サービスへのニーズが高まるなか、それを支える保育士等の人材不足が見込まれます。人材確保や研修会等の人材育成支援、幼稚園教諭や保育士の専門性、資質の向上に向けた取組を推進する必要があります。



※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査結果より

■施策の方向

1 親と子の心と体の健康づくり

- 生後すぐから4ヶ月前後の赤ちゃんがいる家庭を保健師等の専門職が訪問し、母と子の健康管理や育児相談等の支援を行います。
- 乳幼児健康診査のほか、育児相談や栄養指導など、子どもの成長や発達について相談できる機会を充実させ、育児不安や育児困難の軽減、解消を図ります。
- 子どもが健やかに育つよう、予防接種の普及・啓発を図るとともに、歯科検診等を実施し、う歯の予防に努めます。

関連する主な個別事業	所管課
赤ちゃん訪問事業	保健推進課
新生児聴覚検査費助成事業	保健推進課
発達すくすく相談	保健推進課
乳幼児健康相談	保健推進課
歯科検診、歯科保健の推進	保健推進課
離乳食教室	保健推進課

2 子育て支援制度等の情報の提供

- 子育てコンシェルジュを配置し、子どもや保護者が適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう必要な情報提供や助言を行います。
- 子育て家庭のニーズの把握に努め、子育て家庭に必要な情報が届くよう、情報提供の内容や方法を充実させます。

関連する主な個別事業	所管課
子育てコンシェルジュの配置	子ども政策課
子育てガイドブックの発行	子ども政策課
ICTを活用した子育て支援情報の配信	子ども政策課

3 教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援）

- 心身の発育・発達が著しい幼児期のすべての子どもが、等しく教育や保育を受けられるよう、教育・保育施設を確保します。
- 保護者の多様な就労形態に対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業等の特別保育サービスを充実します。また、保護者の就労ニーズへの対応は、幼児期のみならず学童期への連続性にも配慮します。
- 各種研修や講座を開催し、子育てを支える人材の育成、資質の向上を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
教育・保育の量・質の確保	子ども家庭課
特別保育の充実	子ども家庭課
保育士等の処遇改善と確保対策	子ども家庭課 子ども政策課
子育て支援員の養成	子ども政策課

4 緊急時のサポート体制の強化

- 子どもの一時預かりや送迎など、育児の援助を受けたい人と行いたい人による相互援助活動を推進します。
- 病气中や病气回復期の子どもを、一時的に預かるサービスを実施します。
- 保護者の疾病や急用等により子どもの養育が困難となった場合に、児童養護施設やファミリー・サポート・センターで、宿泊を伴う預かりサービスを実施します。
- 救急安心センターさっぽろ（＃7119）や北海道小児救急電話相談（＃8000）などの情報提供をします。

関連する主な個別事業	所管課
ファミリー・サポート・センター事業	子ども政策課
病児・病後児の受け入れ体制の充実	子ども政策課 子ども家庭課
こどもショートステイ事業	子ども政策課 子ども相談センター
救急安心センターさっぽろなどの情報提供	保健推進課

5 身近な相談・交流場所の充実

- 親子が気軽に集える場として、地域子育て支援拠点を整備し、子育てに関する講習や育児相談等を実施します。
- 子ども保護者等が相談しやすい機能の向上に努めます。
- 子育て家庭が楽しく交流したり、仲間づくりができるように行事やイベント等を行います。

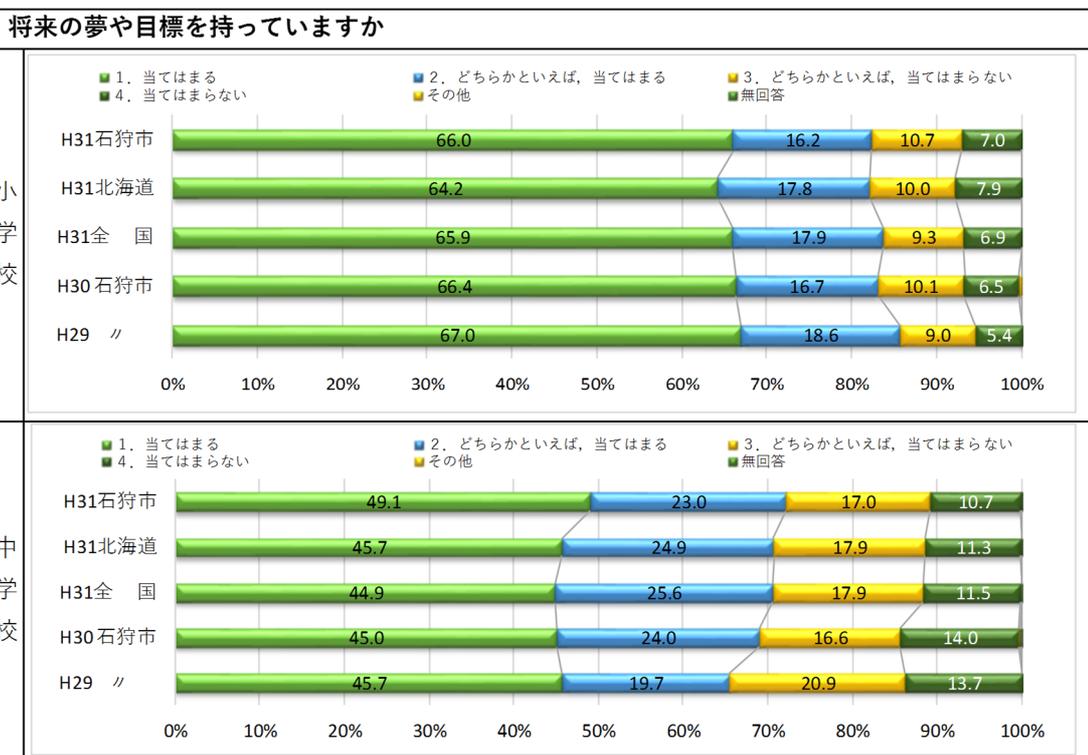
関連する主な個別事業	所管課
地域子育て支援拠点事業の充実	子ども政策課
子ども・家庭相談の充実	子ども相談センター
子育てメッセの開催	子ども政策課

基本目標Ⅲ【子育て・自立期】子どもの生きる力を育てる

未来のまちづくりを担う子どもを育むため、子どもが一人の主体として、健やかに自分らしく成長できる環境づくりを進めます。

■現状と課題

- ・子どもが本来持っている権利について、子どもや大人に十分に理解されていないこともあり、子どもの権利を知り、権利を守る意識の醸成に向けた取組が必要です。
- ・子ども達が、自ら学び、考え、行動できる「自立した人間」として成長するためには、学力だけでなく、思いやりと豊かな心、健やかな体をバランスよく育むことが大切です。
- ・未来のいしかりを担う子どもたちが、ふるさとへの愛着を育むことが大切であり、様々な機会を通じて、市の歴史や文化、まちづくりに対する興味・関心を高める取組が必要です。
- ・子どもの時期からの食育は、大人になってからの食習慣へも大きく影響します。発達段階に応じた食の体験・学習を積み重ね、食を選択する能力を身に付けることが必要です。
- ・共働き世帯が増えたことにより、放課後等に家庭で過ごすことができない子どもが増えています。子どもの成長段階に応じて、安心して過ごすことのできる居場所が多様にあることが求められます。
- ・子どもの地域活動への参加や多世代交流の機会が減少しており、子どもの社会性や協調性、主体性や創造性を育むため、地域の中で主体的に関わることのできる活動の場や機会を充実させ、子どもが意見を表明しやすい環境をつくる必要があります。
- ・インターネットやゲームへの依存が懸念されます。子どもにとって、望ましい生活習慣を定着させるため、学校や家庭と連携しながら普及啓発等に取り組む必要があります。



平成 31 年度 学習状況調査より

■施策の方向

1 子どもの権利の普及啓発

○子どもの権利条約の基本的な考え方の普及・啓発のため、各種プログラムを実施します。

関連する主な個別事業	所管課
子どもの権利啓発プログラム事業	子ども政策課
CAP プログラムの奨励	学校教育課
人権啓発のための各種取組	広聴・市民生活課

2 新しい時代を生きる力の育成

- 確かな学力を育むため、児童・生徒の基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図ります。
- 児童・生徒の個に応じた指導の充実を図ります。
- 外国語教育、情報教育の充実を図ります。
- 学校教育の始まりである幼児教育環境の充実を図ります。

関連する個別事業	所管課
学習指導等改善の推進	学校教育課
学力向上サポーター事業	学校教育課
A L T の配置	学校教育課
教育の情報化の推進	学校教育課
キャリア教育の充実	学校教育課
幼児教育の充実	子ども家庭課

3 食育の推進

- 妊産婦をはじめ、子どもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣の普及に努めます。
- 食育推進のため、関係機関と連携した食に関する体験活動の奨励等を行います。
- 栄養教諭等による食に関する指導や地産地消の推進など、学校給食の充実を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
栄養ミニ講話・調理実習	保健推進課
親子料理教室	保健推進課
キッズシェフ講座	保健推進課
給食メニューの充実	学校給食センター

4 ふるさとへの愛着と豊かな心の育成

- 読書に親しみ、ものの見方、感じ方・考え方を広げ深める活動の充実を図ります。
- 外国語教育や手話が言語であることの意味を通じて、多様な言語によるコミュニケーションを学びます。
- 学ぶことと働くことをつなぐ意識を、学習・体験活動や職業体験、他者と協働することの大切さなどへの理解を深めるための道徳教育、芸術や文化に触れる機会など、子どもが体験する機会の充実を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
小中学校での手話講座	障がい福祉課
情操教育プログラム等の実施	社会教育課
ブックスタート	市民図書館
こども俳句コンテスト	社会教育課
国際文化に触れる機会の提供	秘書広報課

5 健やかな体の育成

- 性の問題行動や性感染症の予防のため、命や性に関する正しい知識の普及・啓発プログラムを整備します。
- 適切な指導の下でトレーニングし、ケガの予防や成長を妨げず、運動を継続できるよう基礎体力の向上を図る取組を推進します。
- 運動が好きになるよう、スポーツを体験する機会を充実させます。

関連する主な個別事業	所管課
性や感染症予防等に関する正しい知識の普及	保健推進課 学校教育課
ソフトボールアスリート育成事業	スポーツ健康課
放課後すこやかスポーツ教室	社会教育課
スポーツ・食育講座	スポーツ健康課

6 子どもの居場所づくり

- 放課後児童クラブ機能を有する大型児童センターの整備計画を進めます。
- 児童館等において、芸術、科学、ものづくりなど、様々な体験の機会を提供します。
- 放課後子ども総合プランの推進～放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、遊びや体験活動、学習活動を行うことで、放課後や週末に安全で安心な活動場所や居場所を提供します。また、児童館があるエリアでは、児童館が放課後の子どもの居場所機能を提供します。
- 家庭や学校以外でも、中高生が安心して過ごせるよう居場所の充実を図ります。
- 官民協働で学習支援や食事支援などの取組を推進します。

関連する主な個別事業	所管課
児童館機能の充実	子ども政策課
放課後児童健全育成事業	子ども政策課
放課後子ども教室等	子ども政策課
中高生の活動場所の充実	子ども政策課
子どもの学習・食事支援の充実	子ども政策課

7 子どものまちづくりへの参加

- 子どもが、自由に意見を発表する機会などを通じて、まちづくりに対する興味関心を高めます。
- 地域活動やまちづくりに参画するリーダーの養成を図ります。
- 児童館で、子どもが主体的に企画・運営に参加する取組を推進します。
- 図書館を活用した調べ学習の取組を推進します。

関連する主な個別事業	所管課
子ども参加プロジェクト事業	子ども政策課
子どもリーダーの養成	子ども政策課
児童館を中心とした子どもによる企画・運営参加	子ども政策課

8 子育て家庭の学びの支援

- 子育てに関連する講義や実践を学びながら参加者同士が交流できる機会を設けます。
- 望ましい生活習慣が身に付くよう、児童生徒への指導と保護者への啓発を推進します。また、児童生徒に対してさまざまな課題への対応と合わせて家庭学習を支援します。
- 地域で子育て家庭を見守り支援する環境づくりを推進するため、子育て家庭を主な対象とした学習機会を提供します。

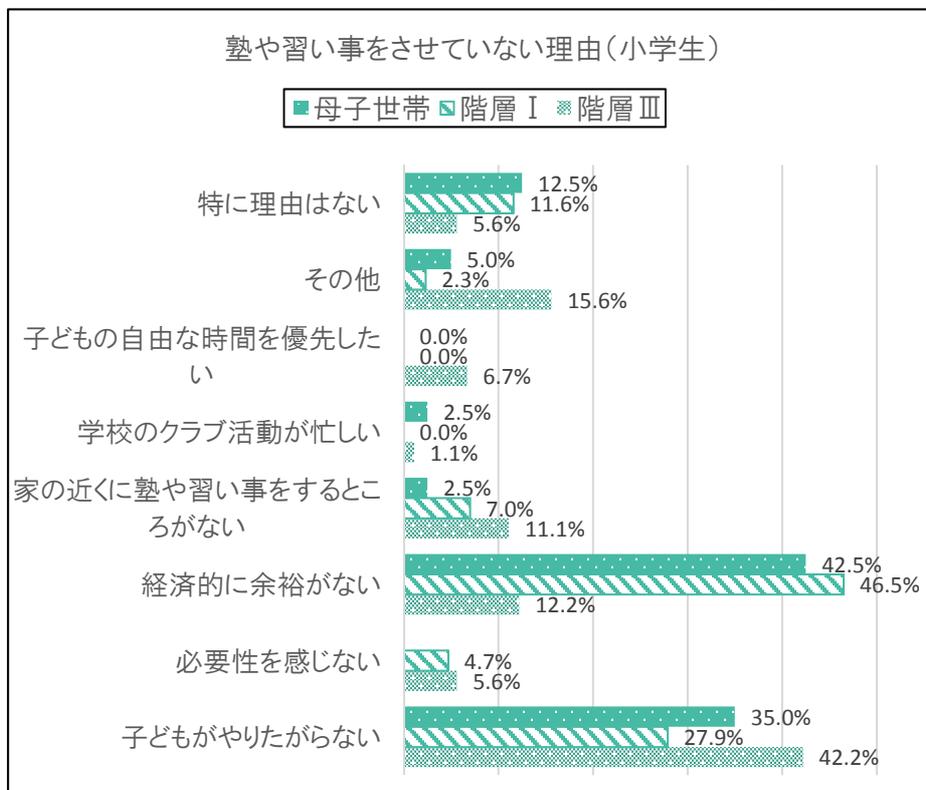
関連する主な個別事業	所管課
子育てに関する講座等の開催	子ども政策課
望ましい生活習慣の啓発	社会教育課
生活リズムチェックシート	社会教育課

基本目標Ⅳ すべての子どもと家庭への支援

家庭環境や発達の状況に左右されず、すべての子ども達が将来に希望をもち、安心して暮らせる環境を整備します

■現状と課題

- ・本市の児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、相談体制と専門性の強化が求められています。また、児童相談所はじめ、石狩市見守りネットワーク協議会のさらなる連携強化が必要です。
- ・子どもの貧困の背景には様々な社会的要因があり、貧困が潜在化して見えにくくなっています。生活に困難を抱える家庭が、必要な公的支援やサービスの利用につながるよう、多岐の分野にわたった重層的な子どもの総合支援が必要です。
- ・すべての子どもに、ひとしく学習環境が保障されるよう学習支援等の充実が求められます。
- ・経済的に困窮するひとり親家庭等の自立を支援するため、子育てや生活、就労等に必要な情報を提供するとともに、きめ細やかに対応ができるよう相談体制の充実が求められます。
- ・障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが個性豊かに自分らしく生活できる、共生社会に向けた取組の充実が求められます。
- ・ひきこもりやニートの問題は、家族のケアはもとより、重症化を防ぐため子ども期から若者期につながる総合的な支援の仕組みづくりが必要です。このため、子ども・若者の「居場所」をプラットフォームとした相談支援の体制強化が求められます。



※子育て世帯と若者に関する生活実態等調査（就学児童調査）結果より

※各階層の説明は、●ページ参照

■ 施策の方向

1 障がいや発達に配慮が必要な子どもへの支援

- 発育発達上支援が必要な子どもが早期に適切な処遇を受けられるよう、ケース検討や情報共有を図り、市内の認定こども園、保育所、小中学校、障害児通所施設、行政等の連携を強化します。
- 発達障がいや特別支援教育への理解を高めるため、啓発活動を行います。
- 保育所等訪問支援の実施、医療的ケア児支援の取組を推進します。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
障害児通所支援施設との連携	障がい福祉課
子ども発達支援センターの体制強化	子ども発達支援センター
障がい児保育等	子ども家庭課 子ども政策課
医療的ケア児受入促進事業	障がい福祉課
特別支援教育の充実	教育支援センター

2 児童虐待の未然防止と対策

- 子ども家庭総合支援拠点としての体制を強化するため、家庭児童相談員、臨床心理士等の専門職員を配置し、個別相談やカウンセリング等、子どもや保護者などが相談しやすい相談体制の充実とその周知に努めます。また、研修などの受講により専門性の向上を図ります。
- 育児困難な状況及び虐待の可能性のある要援助家庭を把握し、虐待の発生予防や早期発見に務めます。
- 児童虐待と密接に関連するDV（ドメスティックバイオレンス）相談との連携強化を図ります。
- 石狩市子ども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策協議会）の構成機関の研修等を実施します。
- 赤ちゃん訪問事業等で継続支援が必要と考えられた家庭や乳幼児健康診査の未受診者の家庭に保健師等が訪問し、支援を実施します。

関連する主な個別事業	所管課
養育支援訪問事業	子ども相談センター
子ども家庭総合支援拠点の体制と専門性の強化	子ども相談センター
要保護児童対策地域協議会の機能強化	子ども相談センター
虐待の早期発見・未然防止	保健推進課

3 困難を抱える子どもと若者への総合支援

- いじめや不登校のほか、ひきこもりやニートなど、困難を抱える子どもや若者、及びその家族の支援を推進していくため、居場所を拠点とした相談支援体制の充実を図ります
- SNS等の適切な利用についての指導を実施します。
- 貧困など生活に困窮する家庭の子どもの学習支援を拠点型とアウトリーチ（訪問）型により支援します。
- スクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、学校と家庭の問題に対応します。
- 若者の自立に向け、就職や職場定着等の支援を推進します。

関連する主な個別事業	所管課
不登校児童生徒への支援	教育支援センター
いしかりふれあいDAYの活用	社会教育課
スクール・ソーシャル・ワーカーの配置	教育支援センター
子ども・若者相談支援体制の充実	子ども相談センター
若者人材育成・職場定着支援事業	商工労働観光課
子どもの学習支援事業	福祉総務課 子ども相談センター

4. 生活困窮家庭の親の自立支援

- 生活困窮家庭の親の自立支援を図るため、生活困窮者に対する自立相談、家計改善の一体的な支援を実施します。
- 子育て世代包括支援事業を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を充実します。

関連する主な個別事業	所管課
生活困窮者自立相談支援事業	福祉総務課
生活困窮者住居確保給付金	福祉総務課
生活困窮者就労準備支援事業	福祉総務課
生活困窮者家計改善支援事業	福祉総務課
子育て世代包括支援事業	保健推進課
	子ども政策課
	子ども相談センター

5 ひとり親家庭の支援

- ひとり親家庭等への総合的な相談窓口として母子・父子自立支援員を配置し、ワンストップによる相談体制と各種支援制度の周知に努めます。
- 一時的な理由により家事や育児ができないひとり親の日常生活をサポートします。
- 職業訓練や資格取得等の情報を提供し、ひとり親家庭の就労を支援します。
- ひとり親家庭等に対し、子どもが就学するために必要な資金や生活資金等を貸付します。

関連する主な個別事業	所管課
ひとり親相談	子ども相談センター
ひとり親家庭生活サポート事業	子ども相談センター
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	子ども相談センター
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	子ども相談センター
母子父子の貸付金に関する相談等	子ども相談センター

6 子育て家庭への経済的支援

- 児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当など、国の制度に準拠しながら各種手当を支給します。
- 子どもやひとり親家庭の受診の機会が経済的事情で抑制されることのないよう、医療費の一部を助成します。
- 経済的理由により学用品費や給食費など、児童生徒の就学に必要な経費負担が困難な家庭に対し援助を行います。
- 経済的理由で高等学校等への修学が困難な生徒に対し、奨学金を支給します。

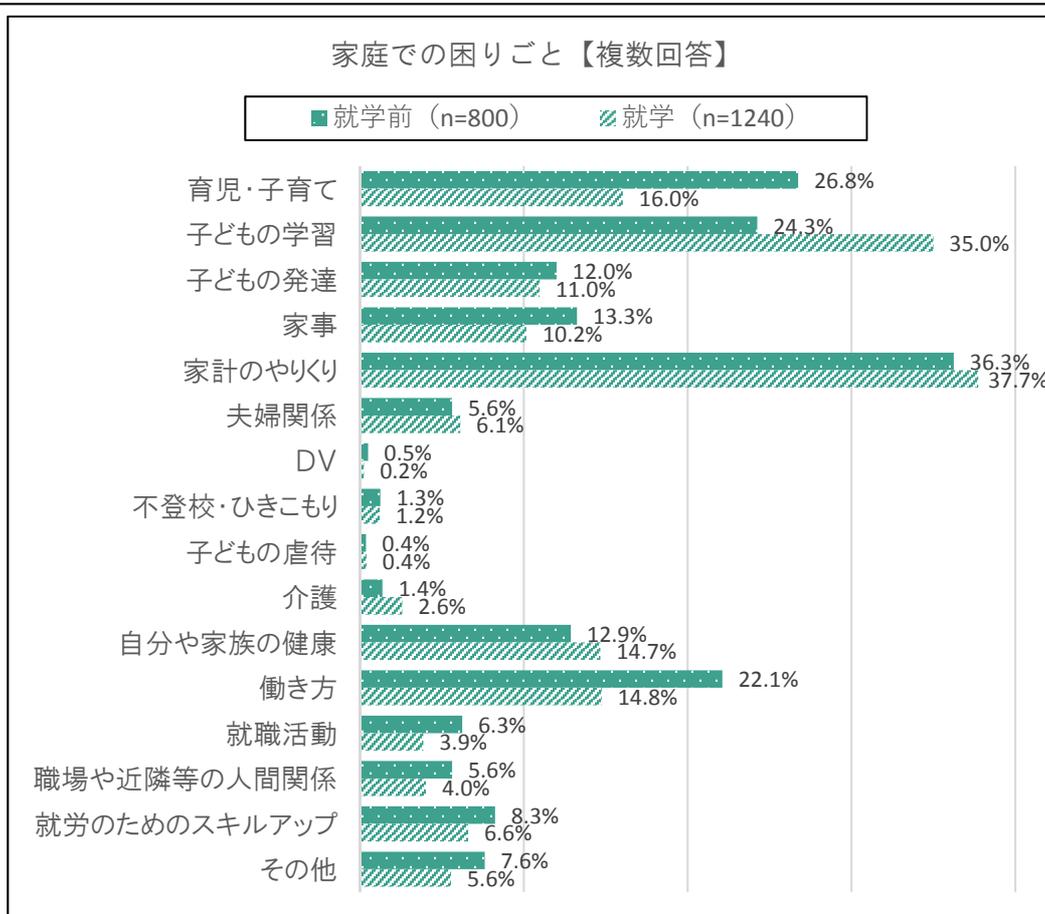
関連する主な個別事業	所管課
児童手当等の支給	子ども家庭課
児童扶養手当の支給	子ども家庭課
特別児童扶養手当等の支給	障がい福祉課
要保護・準要保護就学援助	学校教育課
子ども医療費の助成	子ども家庭課
ひとり親医療費の助成	子ども家庭課
奨学金	学校教育課

基本目標Ⅴ 地域の子育て力の向上

子どもと子育てを見守り、支える人づくり、地域づくりに資する取組を推進します。

■現状と課題

- ・核家族化や地域との関わりの希薄化により、子育て世代同士の交流の機会が減っており、周囲に助けを求めることができない保護者も増えています、地域のネットワーク強化により、地域全体で子育てを応援し、支えあう機運の醸成が求められます。
- ・子どもの安全・安心が脅かされる事故や事件が増加しており、子どもの安全・安心が守られる環境づくりが求められています。
- ・ライフプランの多様化により、地域の活動を担う人材の確保が課題です。一方で、子どもや子育て家庭のために力を発揮したいと考える市民も多くいることから、情報共有をしながら活動を補完しあえるネットワークの形成が求められています。



家庭での困りごとについては、「育児・子育て」「子どもの学習」において、就学前と就学で対照的な傾向が見られる。子育て世帯では3割以上の世帯が「家計のやりくり」を困りごととして挙げている。

（子育て世帯と若者に関する生活実態等調査結果）

■ 施策の方向

1 子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成

- 企業や商店街との協働による取組を推進し、地域全体で子育て家庭を応援する機運を醸成します。
- 地域の中で子育て家庭を支援していくため、市内子育て関係団体等との情報共有、研修やイベントの企画・検討などを行うネットワークづくりを推進します。
- 若い世代の移住・定住を促進するため、子育て世帯や結婚間もない若者世帯の移住・定住につながる取組を推進します。
- 様々な機会を通じて、子育てしやすいまちとしてのPR等を行います。

関連する主な個別事業	所管課
企業や商店街との協働による取組	子ども政策課
子育てネット会議事業	子ども政策課
若者の結婚新生活支援	企画課
空家活用促進事業	建設住宅課

2 子どもが主体的に活動する場所の整備

- 児童館や公園の整備を行うとともに、学校施設等を開放し、子どもが体を動かして遊べる環境を整えます。
- 児童館において、各種体験プログラムを充実します
- 老朽化する学校施設等の改修・整備を計画的に進めます。
- 子育て世帯を支援するための土地利用や地区公園の多面的な利用の検討を行います。

関連する主な個別事業	所管課
児童館の整備	子ども政策課
児童館での体験活動の充実	子ども政策課
学校施設等の開放	スポーツ健康課
学校施設の計画的な改修・整備	総務企画課
土地利用や地区公園の多面的な利用	都市整備課

3 安全・安心・見守り体制の構築（家庭、学校、地域のネットワークづくり）

- 不審者や交通事故等から子どもを守るため、関係機関との情報共有や、地域での子ども見守り活動等を展開します。
- 地域における見守り体制を強化し、子どもの安全・安心のみならず、犯罪やごみの不法投棄の抑止、地域の防犯意識の向上を図ります。
- 交通安全、防犯、防災等の教育の充実や、それに関する学校の取組への支援を行います。
- 学校・地域・家庭・行政が連携し、思春期における保健対策全般についての取組を検討します。
- 心や体を蝕む薬物乱用や喫煙、不適切な飲酒を防止するため、地域、保健、家庭、学校が連携した啓発活動に務めます。

関連する主な個別事業	所管課
不審者等の情報配信	広聴・市民生活課
防犯パトロール体制の強化	広聴・市民生活課
通学路等における安全・防犯対策	総務企画課
薬物、飲酒、喫煙防止等に関する指導の推進	保健推進課 教育支援センター
学校・地域・家庭・行政が連携した思春期保健対策の取組	保健推進課 学校教育課

4 地域における取組への支援

- NPO 法人や子育て支援団体、行政等が協働し、地域ぐるみで子育て支援を進めるための情報共有やイベント等の企画を行います。
- 子ども会等が主体となり地域の子どもの健全育成事業を支援します。
- 子どもの学習支援や食事支援などを行う市民団体等の活動を支援します。

関連する主な個別事業	所管課
子ども会の育成	子ども政策課
市民協働による子どもの居場所づくり	子ども政策課
地域における子どもの健全育成活動への支援	子ども政策課

5 市民の教育活動への参画支援

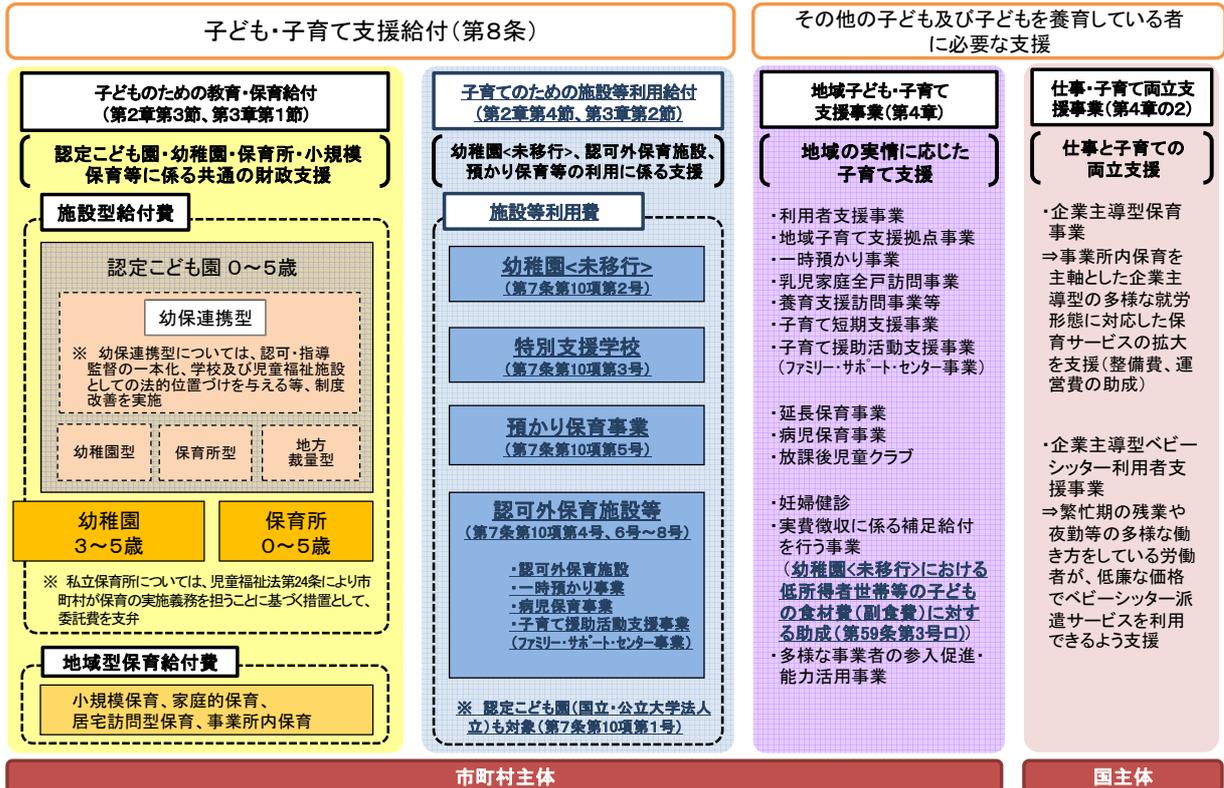
- 地域住民の学習支援や登下校などの安全確保などの学校支援活動を通じて、地域全体で学校教育活動を支援する体制を整えます。
- 部活動外部指導者の活用により、運動部・文化活動部の充実を図ります。

関連する主な個別事業	所管課
中学校部活動外部指導者の活用支援	学校教育課
コミュニティ・スクールの導入	総務企画課
学校支援ボランティアの活用支援	社会教育課

第4章 事業量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援新制度について

① 子ども・子育て支援新制度の概要



子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいい、主なポイントとしては以下のとおりです。

- 子ども・子育て支援給付の創設～子どものための現金給付(児童手当)と教育・保育給付等があります。
- ①子どものための教育・保育給付～認定こども園、幼稚園、保育所など共通の施設型給付費、及び小規模保育などの地域型保育事業に対する地域型保育給付費のこと
- ②子育てのための施設等利用給付～教育・保育給付対象外の施設・事業(認可外保育所、幼稚園の預かり保育など)への給付費のこと【令和元年10月の教育・保育の無償化により新設】
- 地域子ども・子育て支援事業の創設(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど)
- 基礎自治体が実施主体～市町村は子ども子育て支援事業計画を策定し、給付・事業を実施
- 子ども・子育て会議の設置

② 教育・保育給付の対象施設と認定区分

支給認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる教育・保育施設等
1号認定	3～5歳	無し	認定こども園（幼稚園部）、幼稚園、へき地保育所
2号認定	3～5歳	有り	認定こども園（保育所部）、認可保育所、へき地保育所
3号認定	0～2歳	有り	認定こども園（保育所部）、認可保育所、へき地保育所（聚富保育園除く）、※地域型保育事業所

教育・保育施設等を利用するためには、市町村から認定（保育の必要性、支給認定区分、保育必要量※）を受ける必要があります。認定後、支給される施設型給付費は個人給付を基礎とし、利用施設が市町村から法定代理受領する仕組みとなっています。

※保育必要量

教育標準時間：概ね4時間（施設の定めにより異なる）

保育標準時間：最長11時間のなかで必要な時間（就労時間が月120時間以上の場合）

保育短時間：最長8時間のなかで必要な時間（就労時間が月64時間以上120時間未満の場合）

※地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、及び事業者内保育のこと。児童福祉法において児童福祉施設として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業

③ 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度のもう一つの柱として、地域子ども・子育て支援事業があります。地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて、市町村子ども子育て支援事業計画に従って実施する以下の事業があります。

1. 利用者支援事業	7. ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）
2. 地域子育て支援拠点事業	8. 一時預かり事業
3. 妊婦健康診査	9. 延長保育事業
4. 赤ちゃん訪問事業 （乳児家庭全戸訪問事業）	10. 病児保育事業（病児・病後児）
5. 養育支援訪問事業 （子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	11. 放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）
	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
6. 子育て短期支援事業	13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

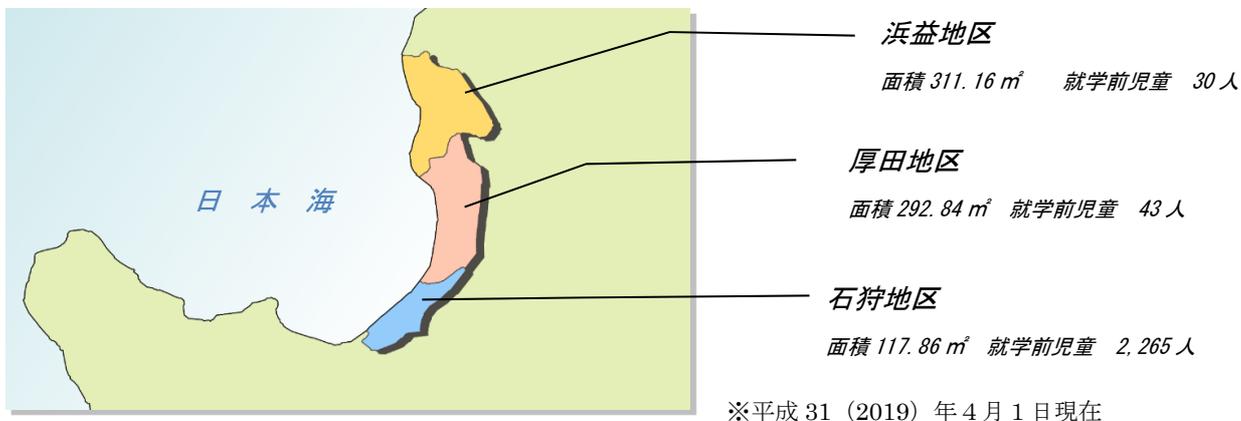
2 提供区域の設定

■教育・保育提供区域の設定

本市においては、地理的条件、人口、交通事情のほか、現在の厚田区、浜益区においては、地域の特色を生かした地域自治を実践していることを踏まえ、石狩、厚田、浜益の旧行政区域を教育・保育提供区域として設定します。

■教育・保育提供区域と事業の分類

利用者が日常的に利用する事業や施設を設置して実施する事業については、教育・保育提供区域ごとに設定することとし、必ずしも区域内に施設等を設置する必要が低い事業については、市全域で「量の見込み」「確保方策」を設定することとします。



【区域ごとに設定する事業】

- ・教育・保育事業 (1号認定、2号認定、3号認定)
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業

【市全域で設定する事業】

<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て短期支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業
---	---

3 子どもの人口の見通し

児童数は、コーホート変化率法により推計しました。前計画期間中（平成 27 年度～令和元年度）においては、宅地開発によって樽川地区の人口が増加した影響もあり、想定よりも就学前児童数の減少は緩やかに推移していましたが、今後、その影響は縮小すると見込んでいます。

また、25～39 歳の女性人口が減っていることから、出生率が横ばいでも、出生数は減る見込みです。このことから、全地区においても、児童人口の減少が見込まれます。

なお、他の計画における人口推計とは手法が違うことから、他の計画の推計値とは必ずしも一致しません。

各年 4 月 1 日現在

合 計						
年齢	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	297	282	272	260	254	252
1歳	362	318	303	293	281	275
2歳	372	372	332	314	304	292
3歳	449	392	390	349	331	321
4歳	431	457	403	399	357	340
5歳	427	439	465	411	406	365
0～2小計	1,031	972	907	867	839	819
3～5小計	1,307	1,288	1,258	1,159	1,094	1,026
0～5小計	2,338	2,260	2,165	2,026	1,933	1,845
6～8小計	1,444	1,391	1,369	1,375	1,357	1,324
9～11小計	1,624	1,561	1,467	1,439	1,390	1,360
6～11小計	3,068	2,952	2,836	2,814	2,747	2,684
12～14小計	1,741	1,663	1,669	1,614	1,551	1,462
15～17小計	1,719	1,764	1,771	1,716	1,641	1,649
0～17計	8,866	8,639	8,441	8,170	7,872	7,640

石狩地区						
年齢	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	284	272	262	250	244	242
1歳	349	305	293	283	271	265
2歳	362	360	317	304	294	282
3歳	434	382	378	335	321	311
4歳	418	442	392	386	342	330
5歳	418	426	450	400	393	350
0～2小計	995	937	872	837	809	789
3～5小計	1,270	1,250	1,220	1,121	1,056	991
0～5小計	2,265	2,187	2,092	1,958	1,865	1,780
6～8小計	1,405	1,356	1,330	1,329	1,310	1,280
9～11小計	1,588	1,523	1,429	1,400	1,356	1,324
6～11小計	2,993	2,879	2,759	2,729	2,666	2,604
12～14小計	1,691	1,623	1,631	1,579	1,513	1,423
15～17小計	1,663	1,715	1,729	1,678	1,610	1,619
0～17計	8,612	8,404	8,211	7,944	7,654	7,426

厚田地区						
年齢	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	9	6	6	6	6	6
1歳	6	9	6	6	6	6
2歳	6	6	11	6	6	6
3歳	10	6	6	10	6	6
4歳	7	10	7	7	11	6
5歳	5	7	10	7	7	11
0～2小計	21	21	23	18	18	18
3～5小計	22	23	23	24	24	23
0～5小計	43	44	46	42	42	41
6～8小計	23	19	22	30	31	28
9～11小計	18	23	23	23	19	21
6～11小計	41	42	45	53	50	49
12～14小計	34	23	20	19	24	24
15～17小計	37	35	29	25	19	18
0～17計	155	144	140	139	135	132

浜益地区						
年齢	31年度 (参考)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
0歳	4	4	4	4	4	4
1歳	7	4	4	4	4	4
2歳	4	6	4	4	4	4
3歳	5	4	6	4	4	4
4歳	6	5	4	6	4	4
5歳	4	6	5	4	6	4
0～2小計	15	14	12	12	12	12
3～5小計	15	15	15	14	14	12
0～5小計	30	29	27	26	26	24
6～8小計	16	16	17	16	16	16
9～11小計	18	15	15	16	15	15
6～11小計	34	31	32	32	31	31
12～14小計	16	17	18	16	14	15
15～17小計	19	14	13	13	12	12
0～17計	99	91	90	87	83	82

4 教育・保育給付対象事業

次ページには、旧行政区にもとづく提供区域3区ごとの、計画期間内の量の見込みと確保方策を記載します。全体として、令和元年（2019年）10月からの幼児教育・保育の無償化の影響により、保育の需要は増える見込みですが、その後、児童人口の減少にともない量の見込みは減少していくと予測しています。

確保の内容には、年度末までに、どのくらいの定員を確保するかという、年度ごとの目標となる数値を記載しています。現行の提供体制の維持を基本としつつ、児童人口に大きな増減が生じた場合には、柔軟な対応ができるよう、人口の推移を注視するものとします。

■石狩地区

課題：2号・3号の確保体制に不足があります。特に、教育・保育の無償化以降、1号から2号へ移行を希望する家庭が急激に増えたことで2号定員の不足につながっています。

確保方策：認定区分ごとの利用定員の変更、または利用定員の弾力的運用によって見込み量の受容に対応していくことを基本とします。一方、無償化に伴う保育ニーズの喚起や保育士不足が喫緊の課題となっており、これらの課題には速やかに総合的な対策を検討します。

■厚田地区・浜益地区

課題：厚田・浜益では、へき地保育を実施してきましたが、両地区の地域振興の観点から、保護者の就労ニーズや多様な働き方に対応していく必要があります。

確保方策：厚田保育園については、令和2年度から小規模保育事業（※）へ移行します。また、聚富保育園については、令和3年度末をもって閉園します。

はまます保育園については、2歳未満の子どもの保育を提供できるよう、小規模保育事業（※）の導入について検討を進めます。

なお、小規模保育事業へ移行後の、3歳以上の教育・保育ニーズに関しては、特別利用地域型保育による受入を想定しています。

※小規模保育事業：少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。原則、0～2歳児が対象です。

事業量見込みと確保方策（教育・保育給付対象事業）

		令和2年度（2020）					令和3年度（2021）					令和4年度（2022）					令和5年度（2023）					令和6年度（2024）				
		1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計	1号	2号	3号		合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
市全体	①量の見込み （必要利用定員総数）	707	574	155	403	1,839	691	560	149	396	1,796	637	515	143	404	1,699	602	485	139	389	1,615	563	456	138	377	1,534
	②確保の内容																									
	教育・保育施設	769	492	93	360	1,714	769	538	97	370	1,774	751	509	136	378	1,774	751	509	136	378	1,774	751	509	136	378	1,774
	地域型保育	0	0	5	20	25	0	0	5	20	25	0	0	5	20	25	0	0	5	20	25	0	0	5	20	25
	認可外保育 （へき地保育）	114	0	0	6	120	114	0	0	6	120	64	0	0	6	70	64	0	0	6	70	64	0	0	6	70
②－①	176	-82	-57	-17	20	192	-22	-47	0	123	178	-6	-2	0	170	213	24	2	15	254	252	53	3	27	335	
石狩	①量の見込み （必要利用定員総数）	680	570	150	391	1,791	664	556	144	384	1,748	610	511	138	394	1,653	575	481	134	379	1,569	539	452	133	367	1,491
	②確保の内容																									
	教育・保育施設	769	492	93	360	1,714	769	538	97	370	1,774	751	509	136	378	1,774	751	509	136	378	1,774	751	509	136	378	1,774
	地域型保育			2	4	6			2	4	6			2	4	6			2	4	6			2	4	6
②－①	89	-78	-55	-27	-71	105	-18	-45	-10	32	141	-2	0	-12	127	176	28	4	3	211	212	57	5	15	289	
厚田	①量の見込み （必要利用定員総数）	15	2	3	7	27	15	2	3	8	28	16	2	3	6	27	16	2	3	6	27	15	2	3	6	26
	②確保の内容																									
	教育・保育施設					0					0					0					0					0
	地域型保育			3	16	19			3	16	19			3	16	19			3	16	19			3	16	19
認可外保育 （へき地保育）	50				50	50				50					0					0					0	
②－①	35	-2	0	9	42	35	-2	0	8	41	-16	-2	0	10	-8	-16	-2	0	10	-8	-15	-2	0	10	-7	
浜益	①量の見込み （必要利用定員総数）	12	2	2	5	21	12	2	2	4	20	11	2	2	4	19	11	2	2	4	19	9	2	2	4	17
	②確保の内容																									
	教育・保育施設					0					0					0					0					0
	地域型保育					0					0					0					0					0
認可外保育 （へき地保育）	64	0		6	70	64	0		6	70	64	0		6	70	64	0		6	70	64	0		6	70	
②－①	52	-2	-2	1	49	52	-2	-2	2	50	53	-2	-2	2	51	53	-2	-2	2	51	55	-2	-2	2	53	

5 地域子ども・子育て支援事業

（1）利用者支援事業

■事業内容

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、子どもや保護者、妊娠している方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

基本型については、市役所本庁舎に子育てコンシェルジュを配置し、母子保健型については、総合保健センターりんくるに母子保健コーディネーターを配置して実施しています。

今後も、基本型と母子保健型の連携により、利用者支援事業を実施していくこととします。

		平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
基本型	量の見込み	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	確保の内容	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
母子保健型	量の見込み	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	確保の内容	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

基本型…各種子育て支援施策等に関する情報提供を行う。

母子保健型…保健師等の専門職が母子保健や育児に関する妊産婦等からの相談に応じ、支援を行う。

（2）地域子育て支援拠点事業

■事業内容

乳幼児親子が、地域の身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や講習、育児相談等を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

どこにも通園していない乳幼児の保護者が、親子交流や育児相談、子育てに関する情報にふれるなど、子育て支援拠点が地域で担う役割は非常に重要です。

働く親が増えていること、出生数が減少していることなどから、量の見込みは横ばいで推移すると想定しています。確保の総量としては充足していますが、樽川地区では、子育て支援拠点機能が空白地帯となっていることから、新たな設置が求められています。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (月あたり延べ)	1,096 人日	1,030 人日	961 人日	1,124 人日	1,094 人日	1,073 人日
②確保の内容※ (月あたり延べ)	5 力所 1,725 人日	5 力所 1,283 人日	5 力所 1,283 人日	6 力所 1,439 人日	6 力所 1,439 人日	6 力所 1,439 人日

（3）妊婦健康診査

■事業内容

妊婦及び胎児の健康保持を図るため、妊婦健康診査の公費による一部負担（妊婦一般健康診査 14 回分、超音波検査 6 回分）を実施する事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

標準的な妊婦一般健康診査 14 回及び超音波検査 6 回分の公費負担を継続しつつ、道と連携し公費負担内容の見直しを図ります。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	一般健康診査 3,296 人回	一般健康診査 3,198 人回	一般健康診査 3,084 人回	一般健康診査 2,948 人回	一般健康診査 2,880 人回	一般健康診査 2,858 人回
	超音波検査 1,529 人回	超音波検査 1,478 人回	超音波検査 1,436 人回	超音波検査 1,373 人回	超音波検査 1,341 人回	超音波検査 1,331 人回
	(300 人)	(282 人)	(272 人)	(260 人)	(254 人)	(252 人)
②確保の内容	すべての妊婦に対し、妊婦一般健康診査分 14 回、超音波検査 6 回分の公費負担を実施					

（４）赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）**■事業内容**

保健師等の専門職員が、生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

母親のメンタルヘルス支援を重点に心身の健康状態と生活状況を把握し、個々に応じた生活や育児への支援を行っています。

積極的に、できるだけ早期(概ね４週間)に連絡し全戸訪問ができるように、訪問体制等強化を図ります。訪問時以外でも相談ができるよう相談窓口として、保健センターや子育て支援機関の周知を図るとともに、支援が必要な保護者に対しては関係機関や地域が連携して支えていきます。

	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み	299 人 (309 人)	282 人	272 人	260 人	254 人	252 人
②確保の内容	全戸訪問の実施					

（５）養育支援訪問事業**■事業内容**

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して訪問による支援を実施することにより、当該家庭において適切な養育の実施を確保すること等を目的とします。

乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問事業）などをきっかけとして、養育支援が必要と考えられる家庭に対し、専門的な訪問指導を継続的に実施する事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭や子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭に対し、安定した妊娠、出産、又は育児を迎えるための相談支援、育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談支援などを行います。

実施に当たっては、石狩市こども見守りネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）のケース対応会議を開催し、訪問支援の対象家庭の決定及び、具体的な支援の目標、支援の内容、期間、方法、訪問支援者等について支援計画を策定します。

	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
① 量の見込み	97 回 9 世帯	70 回 10 世帯	70 回 10 世帯	70 回 10 世帯	70 回 10 世帯	70 回 10 世帯
② 確保の内容	養育支援が必要な家庭に対して訪問支援					

(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

■事業内容

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

現行体制の維持を基本とします。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	0 人日	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日
②確保の内容 (年間延べ)	2ヶ所 14 人日	2ヶ所 14 人日	2ヶ所 14 人日	2ヶ所 14 人日	2ヶ所 14 人日	2ヶ所 14 人日

(7) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

■事業内容

乳幼児や児童の一時預かりや送迎など、子育てのサポートを「受けたい人 (依頼会員)」と「できる人 (提供会員)」からなる相互援助活動について、連絡・調整を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

「8. 一時預かり事業 (2) 幼稚園以外での一時預かり事業 (一般型)」と「10. 病児・病後児保育事業」に分類しているものもあり、ファミリー・サポート・センター事業としての量の見込みを把握するため、他事業に分類しているものを合算しました。

現行体制の維持を基本とします。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	339 人日	342 人日	331 人日	318 人日	308 人日	297 人日
幼稚園以外での一時預かり事業 (一般型等) ※再掲	99 人日	181 人日	173 人日	162 人日	155 人日	148 人日
病児・病後児保育事業 ※再掲	38 人日	36 人日	35 人日	32 人日	31 人日	30 人日
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)	202 人日	125 人日	123 人日	124 人日	122 人日	119 人日
②確保の内容 (年間延べ)	620 人日	494 人日	494 人日	494 人日	494 人日	494 人日

（８）一時預かり事業

①幼稚園での一時預かり事業（幼稚園型：在園児対象）

■事業内容

通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

本市では、市内全園（認定こども園幼稚園部）において実施しています。現行体制の維持を基本とします。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	60,607 人日	60,897 人日	59,478 人日	54,798 人日	51,724 人日	48,509 人日
②確保の内容 (年間延べ)	12ヶ所 124,347 人日	13ヶ所 120,153 人日				

②幼稚園以外での一時預かり事業（一般型等）

■事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に保育を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

市内3箇所の認定こども園（保育所部）とファミリー・サポート・センターで実施しています。現行体制の維持を基本とします。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	504 人日	723 人日	693 人日	648 人日	619 人日	591 人日
認定こども園 (保育所部)	405 人日	542 人日	520 人日	486 人日	464 人日	443 人日
ファミリー・サポート ・センター	99 人日	181 人日	173 人日	162 人日	155 人日	148 人日
②確保の内容 (年間延べ)	4カ所 6,200 人日	4カ所 6,134 人日	4カ所 6,134 人日	4カ所 6,134 人日	4カ所 6,134 人日	4カ所 6,134 人日

（９）延長保育事業**■事業内容**

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間（11 時間）を超えて保育を行う事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

市内保育所（認定こども園保育所部含む）全園で実施しています。

教育・保育提供区域と同区分にて提供体制を考えるため、旧行政区別に現在の実施状況を継続します。

石狩地区	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み	532 人	622 人	607 人	584 人	557 人	533 人
②確保の内容	13 ヶ所 941 人	14 ヶ所 951 人	14 ヶ所 1011 人	14 ヶ所 1029 人	14 ヶ所 1029 人	14 ヶ所 1029 人

厚田地区	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み	9 人	11 人	12 人	11 人	11 人	11 人
②確保の内容	2 ヶ所 120 人	2 ヶ所 69 人	2 ヶ所 69 人	1 ヶ所 19 人	1 ヶ所 19 人	1 ヶ所 19 人

浜益地区	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人	1 人
②確保の内容	1 ヶ所 70 人	1 ヶ所 70 人	1 ヶ所 70 人	1 ヶ所 70 人	1 ヶ所 70 人	1 ヶ所 70 人

(10) 病児保育事業（病児・病後児）

■事業内容

病児・病気回復期の児童が家庭で保育を受けることが困難な期間において一時的に保育をする事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

市内認定こども園（保育所部）1カ所（病後児対象）、ファミリー・サポート・センター1カ所（病児・病後児対象）で事業を実施しています。

現行体制の維持を基本としつつ、制度の周知に努めます。

	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
①量の見込み (年間延べ)	50人日	47人日	46人日	42人日	41人日	39人日
認定こども園 (保育所部)	12人日	11人日	11人日	10人日	10人日	9人日
ファミリー・サポート ・センター	38人日	36人日	35人日	32人日	31人日	30人日
②確保の内容 (年間延べ)	2カ所 1,216人日	2カ所 1,214人日	2カ所 1,214人日	2カ所 1,214人日	2カ所 1,214人日	2カ所 1,214人日

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）**■事業内容**

保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後等一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

■実施状況と今後の方向性・確保方策

今回実施したニーズ調査等からも本市は両親がともに働いている割合は高く、また平成 27 年に利用できる学年が 6 年生まで拡大されたことに伴い、高学年での利用も年々増加していることから、今後利用者数がさらに増加することが考えられます。特に花川南小学校区、南線小学校区、紅南小学校区において、ニーズ超過が見込まれるため、余裕教室等の状況を把握し、定員の拡大やクラブの増設を検討していきます。また、石狩の他地区においては、受入れの弾力運用や児童館等によるその他の放課後対策事業（放課後子ども総合プラン●ページ参照）により対応して参ります。

厚田・浜益地区においては、保育園開放により放課後の居場所機能を確保します（●ページ参照）。

石狩地区	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
量の見込み 1 年生	171 人	186 人	192 人	205 人	182 人	185 人
2 年生	196 人	179 人	171 人	174 人	184 人	167 人
3 年生	147 人	125 人	128 人	120 人	121 人	132 人
4 年生	67 人	82 人	82 人	84 人	85 人	88 人
5 年生	21 人	21 人	23 人	24 人	32 人	34 人
6 年生	3 人	12 人	16 人	15 人	24 人	27 人
①量の見込み ※1	605 人	605 人	612 人	622 人	628 人	633 人
②確保の内容 ※2	600 人 (19 クラブ)	615 人 (20 クラブ)	615 人 (20 クラブ)	635 人 (21 クラブ)	635 人 (21 クラブ)	635 人 (21 クラブ)

※1 小学校区ごとの内訳別途記載

※2 令和 2 年度：紅南小校区 15 増、令和 4 年度：南線小校区 20 増を想定

厚田地区	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み	2 人	4 人	4 人	5 人	5 人	4 人
②確保の内容	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)

浜益地区	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
①量の見込み	-人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
②確保の内容	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)	0 人 (0 クラブ)

<石狩地区:量の見込み内訳>

(単位:人)

小学校区	定員	区分	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
石狩	25	低学年	9	6	8	11	9	7
		高学年	1	1	1	0	1	1
				18	16	14	15	17
花川	70	低学年	53	49	46	47	43	43
		高学年	12	14	15	14	17	16
				7	9	9	10	11
生振	0	低学年	0	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0
南線	165	低学年	153	152	159	163	150	146
		高学年	25	34	34	38	45	50
				▲ 21	▲ 28	▲ 36	▲ 30	▲ 31
花川南	100	低学年	96	97	92	94	98	105
		高学年	11	22	20	23	23	21
				▲ 19	▲ 12	▲ 17	▲ 21	▲ 26
紅南	75	低学年	70	69	71	76	78	85
		高学年	17	18	22	19	23	24
				▲ 12	▲ 18	▲ 20	▲ 26	▲ 34
八幡	25	低学年	10	7	8	9	12	8
		高学年	1	2	1	1	1	2
				16	16	15	12	15
緑苑台	90	低学年	76	67	63	57	49	43
		高学年	16	14	16	16	17	18
				9	11	17	24	29
双葉	50	低学年	47	43	44	42	48	47
		高学年	8	10	12	12	14	17
				▲ 3	▲ 6	▲ 4	▲ 12	▲ 14
計	600	低学年	514	490	491	499	487	484
		高学年	91	115	121	123	141	149
			605	605	612	622	628	633

※石狩小と八幡小は令和2年度に統合し、石狩八幡小となりますが、地区のニーズを把握するため旧校区毎に積算しています。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容と実施状況

市が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費などは実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

■今後の方向性・確保方策

国の実施要綱に基づき、実施します。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業内容と実施状況

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。

■今後の方向性・確保方策

国の実施要綱に基づき、実施します。

6 放課後子ども総合プラン

■放課後子ども総合プランとは

次代を担う人材を育成し、加えて共働きの家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省が連携し、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定しました。このプランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に事業の計画的な整備が進められてきたところです。

平成30年9月には、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

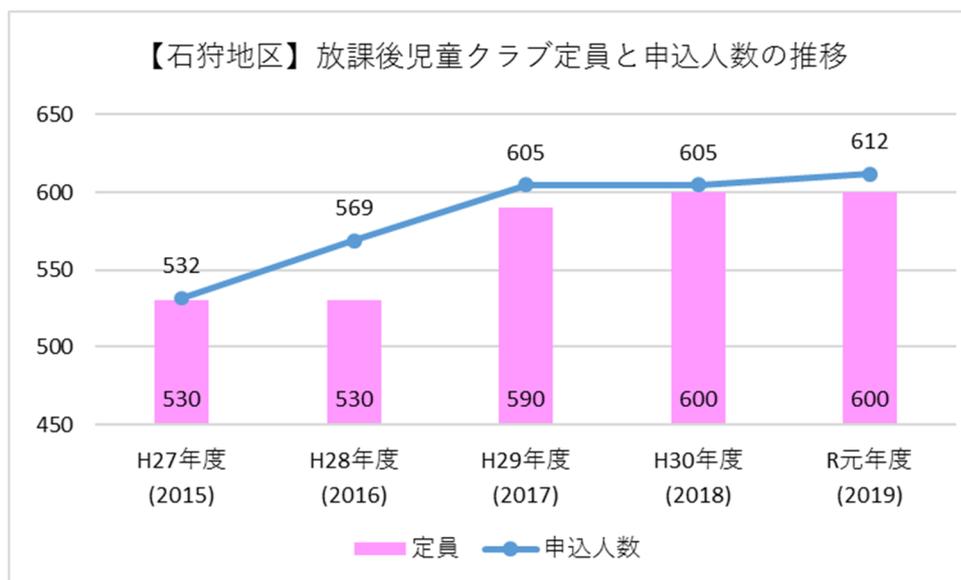
本市においても、国の方針に基づき、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進します。

■現状と課題

近年の女性の就業率上昇等により保護者がともに働く家庭が多くなっており、本市も例外ではありません。

保育所等を利用していた保護者が、子どもが小学校に入学することで働き方の変更を強いられることがないよう、保護者が安心して働き、すべての子どもが放課後等に安全・安心に過ごすことができる支援体制の整備が求められています。

放課後児童クラブは、平成27年の改正児童福祉法の施行により、小学6年生まで利用が拡大されてから高学年の利用が年々増加しています。申込人数増を見込んで平成29年にクラブを増設し、定員も増やしましたが、見込みを上回る申込により定員超過の状態となっています。



特に、花川南小学校区をはじめ、樽川地区を抱える南線小学区や児童館がない紅南小学校区では特に定員超過が大きく待機児童が発生しているため早急な対策が必要です。

放課後の居場所の取組として、市内4児童館（こども未来館、花川北児童館、おおぞら児童館、花川南児童館）の運営のほか、八幡、聚富、浜益で学習や体験活動などを行う放課後子ども教室を実施しています。

■実施事業と今後の方向性

(1)放課後児童クラブの推進

[1] 児童クラブの拡充

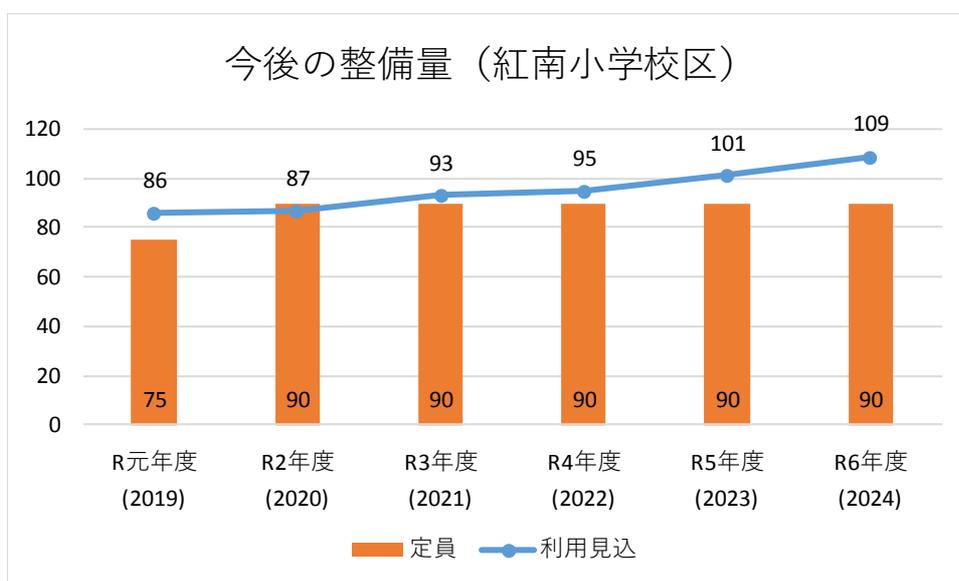
慢性的な定員超過解消のため、主に児童館機能がないエリアにおいて、児童クラブの定員の拡大や新設により対応します。

[2] 開所時間を延長します。

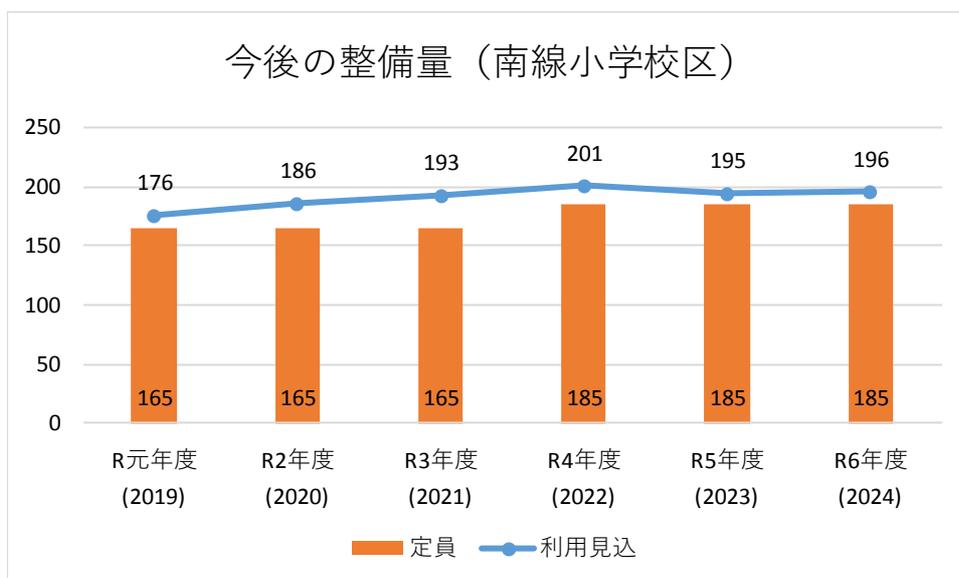
保護者の多様な就労状況に応じて、最大 19 時まで児童クラブの利用時間を延長します。

[3] 子どもたちの自主性、社会性の向上を図ります。

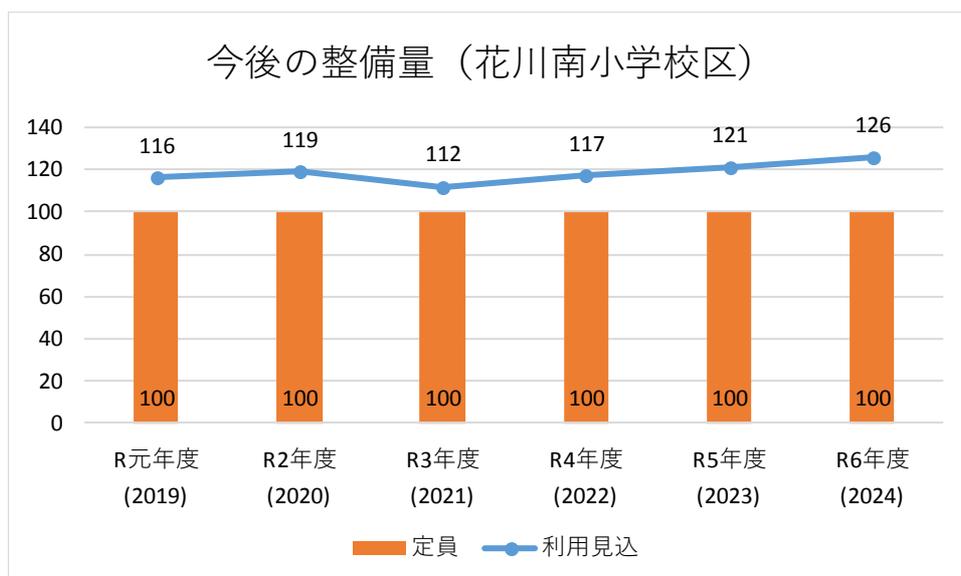
クラブの生活において、基本的な生活習慣の習得に配慮し、行事や活動を通して子どもの自主性や社会性を育みます。



※R2年度 げんきっ子クラブ（1クラブ 45人 ⇒ 2クラブ（35+25）人に 15人増



※R4年度 おおぞらクラブ 廃止（1クラブ 40人減）、樽川地区新設2クラブ（30+30）人 20人増



(2) 児童館や放課後子ども教室等と一体または連携した取組の推進

[1] 児童館の柔軟な運用

- ・児童館は、放課後の子どもの居場所として多様なプログラムを展開することで、館内の放課後児童クラブと一体により、放課後子ども総合プランの推進拠点として機能していきます。
- ・児童館において、子どもの直接来館を実施し、子どもが一度帰宅しなくても直接児童館に来ることができる体制を整備し放課後の居場所づくりを推進するほか、放課後児童クラブの利用数や配置の適正化を図ります。

[2] 放課後子ども教室等

- ・児童館がある校区では、児童館を拠点として、児童館プログラムと館内の児童クラブとが一体的な運用を図ります。
- ・児童館のない校区等では、放課後子ども教室のほか、あいかぜ寺子屋など市独自の取組を放課後子ども教室の類似事業として位置づけ、児童クラブと連携して進めます。
- ・多様なプログラムを提供します。

[3] 厚田・浜益地区における放課後児童対策

厚田・浜益については、一定のニーズはあると考えますが、放課後児童クラブの設置基準には満たないため、厚田保育園及びはまます保育園において、保育所開放事業を実施することで、放課後の子どもの居場所を確保します。

[4] 放課後児童クラブと放課後子ども教室等の一体的または連携した取組の推進

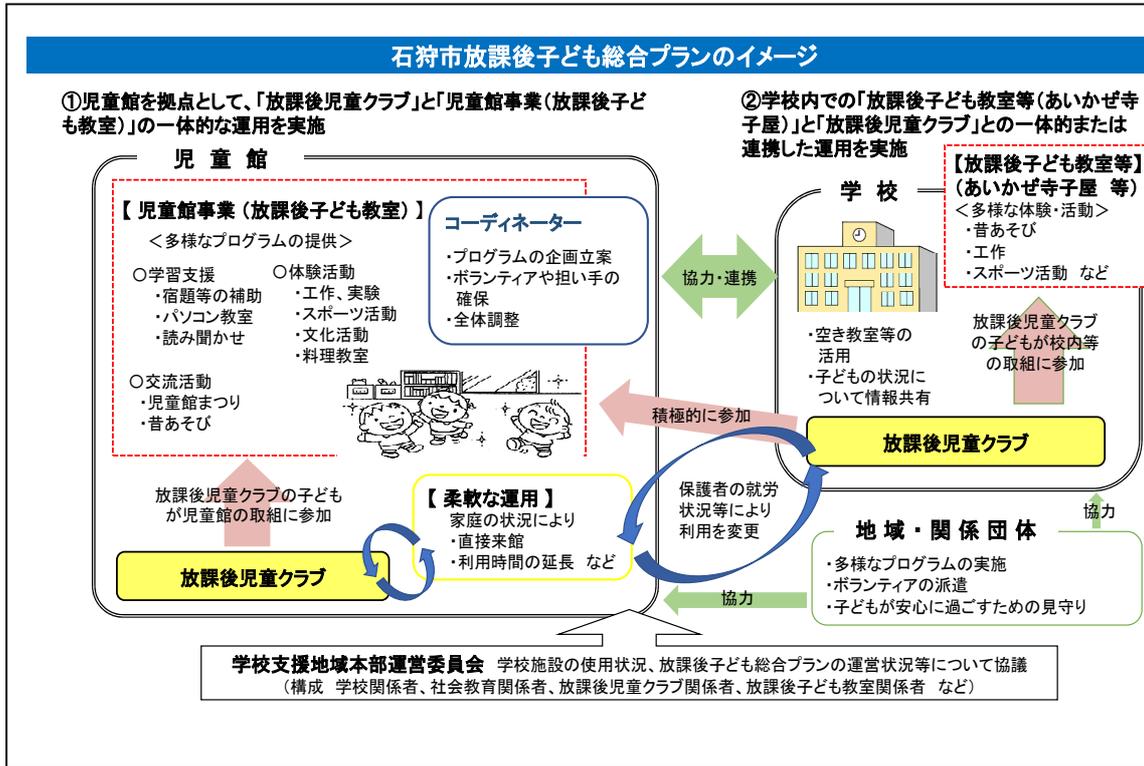
放課後児童クラブの子どもが児童館や放課後子ども教室等の多様なプログラムに参加できる取組を推進します。

[5] 空き教室等の活用検討

学校支援地域本部運営委員会において、市内各学校の空き教室の状況を把握し、放課後児童クラブや放課後子ども教室等の実施状況について検討を行います。

[6] すべての子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供

発達障がいやいじめ、不登校など特別に配慮を必要とする子どもたちを適切に支援するため、学校や家庭、関係機関などと協働体制を構築し、情報共有や連携をすることで、安心して過ごすことができる居場所とします。



第5章 計画の推進

1 推進体制

多くの市民に「安心して子育てできる」「子育てしやすい」と感じてもらう地域社会の実現には、市民参加と協働による地域づくりは不可欠です。

この計画の分野は、福祉、保健、教育、労働、生活環境等多岐にわたっています。このため、市民、関係者と連携しながら、地域社会全体の取組として総合的に推進していきます。

また、将来に亘って持続可能で心豊かに暮らせる地域社会を構築していくため、財政運営とのバランスに配慮しながら、効果的、効率的に施策を推進していきます。

2 進行管理

石狩市子ども・子育て会議において、進捗状況の管理及び評価を実施します。各年度に計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

1. 活動指標

計画の基本目標を達成するため、各施策毎に位置付けた事務・事業等のうち、定量的に示すことが可能なものについては、数値を用いた活動量（活動指標）を別に設定し、毎年度、その達成状況をチェックすることとします。なお、検証・評価は、活動指標による定量的な評価と定性的な評価により行ないます。

2. 成果指標

計画の理念を実現するため、関係施策の成果、効果等を客観的にはかるための指標（成果指標）を設定します。成果指標は、アンケート調査などを用いて、市民意識の度合いなどを、できるだけ数値化して示すこととします。

計画全体の成果指標

成果指標	目標値	把握手法
石狩市は子育てしやすい環境だと思う割合	80%	子ども・子育てアンケート
子どもの権利が大切にされていると感じている市民の割合	80%	子ども・子育てアンケート
児童虐待の通告義務があることを知っている市民の割合	80%	子ども・子育てアンケート
市内で実施される子育て関連の行事やサービスについての満足度	80%	子ども・子育てアンケート
認定こども園等に入園できる割合	100%	10/1 基準 子ども家庭課調べ
放課後児童クラブに入所できる割合	100%	5/1 基準 子ども政策課調べ
子育て等の不安について、相談できる人や場所が身近にあると答えた割合	100%	子ども・子育てアンケート
子育て支援制度やサービス等に関する情報収集の手段が確保されている割合	100%	子ども・子育てアンケート
経済的な理由で食料を買えなかったり、子どもの通院を控えたりしたことがあると回答した割合	H30 結果より下降	子ども・子育てアンケート
自分には良いところがある(どちらかといえば)と感じている児童の割合	H31 結果より上昇	全国学力・学習状況調査
自分には良いところがある(どちらかといえば)と感じている生徒の割合	H31 結果より上昇	全国学力・学習状況調査
楽しく子育てできていると感じている割合	100%	子ども・子育てアンケート
夫または妻が子育てに協力的だと感じている割合	70%	子ども・子育てアンケート
将来に夢や目標がある児童の割合	H31 結果より上昇	全国学力・学習状況調査
将来に夢や目標がある生徒の割合	H31 結果より上昇	全国学力・学習状況調査
悩みや不安を相談できる人がいると答えた子どもの割合	100%	子ども・子育てアンケート
障がいのあるなしに関わらず、すべての子ども達が安心して成長できる環境だと感じている割合	100%	子ども・子育てアンケート
仕事(家事)と生活の調和が保たれていると感じている割合	80%	子ども・子育てアンケート
近所や地域とのつながりがあると答えた子どもの割合	70%	子ども・子育てアンケート
学校や自宅以外にも、安心して楽しく過ごすことのできる場所がある子どもの割合	80%	子ども・子育てアンケート

石狩市子ども・子育て会議条例

平成 25 年6月 27 日条例第 23 号

（設置）

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、石狩市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 子どもに関する施策について、市長の諮問に応じて調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げる事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

（組織）

第3条 会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 市民のうちから市長が公募した者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集するものとする。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。